

の原則の形成に寄与した。このように、servant の義務は、servant の逸脱行為を認定する作業の中から、まず抽象されてきたのである。  
 (225)

A. servant の就業義務。雇用契約によつて servant となるものは就業しなければならない。(226) そして契約した期間のすべてにわたつて職務につかねばならず、正当な事由なくして辞職することはできない。

(2) 勤務時間については、判例は古くから契約期間中の全ての時間について servant は職務にあり、従つて master の規律の下におかれるとした。この考え方は、また一部の法律書の支持するところでもあつた。(227)しかし、その際この法の原則は、家内奉公人を中心とする対象として発達してきたと想定され、これをそれ以外の servant に厳格に適用することには無理があつたと考えられる。なぜならば、職人や日雇などは、契約締結時に master との間で勤務時間についてとりきめをおこな

つて、四六時中 master の指揮命令の下にあつたのではない、たからである。それはかりか、彼らは古くは首領時間と限定した制走法の規制下にあつたのである。このことについて、Petersdorff の説明は極めて明解である。「servant は、雇用における明示、默示の条件、あるいは、約定の義務の遂行にいかせない明示、默示の条件と両立するよう自ら自身の（自由な一引用者）時間を処分する権利がある。家内奉公人や徒弟は、特別の例外をのぞき、一般的には、すべての時間を捧げるとこう約束をしてゐる。職人、日雇、首領者は、約定の、あるいは慣習的に定められた時間の後は自由であつて、雇主はそれらにたいして法的なコントロールをおこなうともできなければ、首領者の時間の使い方や余暇に介入することもできない。<sup>(228)</sup>」。二では、家内奉公人と、その他の servant は、自由時間の使い方をめぐって、さうはり二分されてゐる。

(b) 仕事の範囲について。 Spike は、  
 法的一般的原則としては、servant は理にか  
 なった時間内であれば、いつでも命じられた  
 仕事をする義務があるが、この義務は実際には  
 明示的あるいは默示的に制限されていると  
 述べている (229)。servant が特定の仕事を  
 することだけを要求されたり、彼が特定の地  
 位につくことによって、そのような制限がな  
 されているのである。従って、servant が義  
 務に違反しているのかが問題となれば、まず  
 servant がどのような仕事を遂行することを  
 証約したのかを明らかにし、ついて、master  
 から命じられた仕事が契約で定められた仕事  
 に含まれるのかを確定すればよい。しかし、  
 家内奉公人については、他の servant と比べ  
 て、servant の仕事を特定することは、まる  
 かにむづかしい。できるることは、たがたが通  
 常その仕事を就いている servant がどのよ  
 うな仕事をしているか、あるいは servant が  
 社会の階層の中で占める地位をつかうと

て推測することだけである。Spike は、R. v. St. John Devizes; Spain v. Arnott, あるいは Petersdorff のように、庶内奉公人の義務は無限連であるとは考えながら、義務の限界を画することの困難を知悉していた。このような庶内奉公人と他の servantとの対照は、ここに明らかのように、servant の命令服従義務をめぐって再び浮上がてくるのである。

B. 命令服従義務。servant は master の合法的命令に従わなければならぬ。これに関する判例の多くは、即時解雇の事由として、命令不服従をとりあげたものである。<sup>(230)</sup> この場合、雇主が非人間的な扱いをしたり、命令に従うことで危険にさらされる恐れがあれば、servant は不服従によって不利を蒙らぬ。<sup>(231)</sup> そのこと裁判官 Kenyon 様は、次のように説明した。「master と servant の間には、相互的な義務 reciprocal duties」が存在する。servant からはしがるべき服従と

尊敬が、master からは保護と良い待遇が<sup>(232)</sup>。この考え方によれば、雇主の逸脱は、servant の不服従を正当化する。

命令服従義務を問題とする場合、master の命令が契約の範囲内であるかが確かめられねばならない。我々はすでにこの問題を扱、た判例が少ないことと、解雇の対象となつた servant の多くが、家内奉公人、農業常雇、船員であることを結びつけようとした<sup>(233)</sup>。

即ち、彼らの仕事の範囲は狭く限定されていなかったので、master の命令が、契約によつて与えられた master の権利を超えてゐるかが争われる余地がなかつたと考えたのである<sup>(234)</sup>

Spike が、master は家内奉公人にたいして、彼が走めた世帯の秩序を守らうに要求できることとしたことは<sup>(235)</sup>、このような家内奉公人、農業常雇、船員と、他の servant の達には、もう多くの光を投げかける。master が雇主であるばかりが世帯主でもあるとされたことは、master - servant 間係と家族間係の

同型性を解明する際のカギとなるだろう。さればかりが、その二ことが、servant の仕事の無限性、ひいては、master の命令の範囲の無限性に与えていたのではないかと思われる。家における仕事は（ばしば）成員の欲求充足に(236)あてられる。そしてこの欲求のすべてをあらかじめ予測することはできなから、家事者側をいくつかの仕事に限定し、特定の時間内に遂行しようという気持ちは master の側からはじめてこないであろう。我々は、家内奉公人の仕事の無限性は、家内首領の多様でしかも状況に左右されやすい性格に起因し、その他servant 一たええば工場労働者や日雇一の仕事の限差性は、工場労働などの反復的で定型化されやすい性格にその原因を求めることができるのでないかと仮説を立てた。誘惑にかられる。も（それが的はずれでないならば）、家内奉公人と、その他のservant を分別しているのは、究極的には、家内首領の特殊性であるといふのである。(237)

servant の義務を、それが主として念頭においていた servant の類型にたちがえって考察してみること、その必要性は次にとりあげる servant の義務についても同様である。

C. servant が技能を必要とする職につけてみると、従うことは、彼がそれによさわい技能をもつてゐることを表示してゐる。そして、そこから彼にはそのような技能を發揮する義務があると考えらるようになつた。<sup>(238)</sup>

Harmer v. Cornelius (1858) では、法廷はニニで従う技能をひろくとらえて、「熟練労働者、職人、あるいは工芸家が雇われた場合に、彼は自分がひきうけた課業に充分な能力をもつてゐることを默示的に保証してゐることになる」と述べて、さらには薬剤師や時計職人、事務弁護士の技能にも言及した。<sup>(239)</sup>

ニニには、普通の土壤に育ちながらも、やや異質の二つの技能が混在してゐるのに注意しなければならぬ。一つは職人的技能であり、他のものは、専門職的技能である。両者、と

うわけ後者は、その最も純粹な形においては、  
master-servant 関係よりも、自律的職業人  
と親和的な関係にあるものである。<sup>(240)</sup>

この義務から派生して、さうに servant は  
期待されたような能力がないことがわかつれば、  
master は彼を即時解雇できることされたことは、  
技能をもった servant の採用に常につきまと  
う不安 — servant が能力をもってゐるがは、  
実際に働かせてみなければわからぬ — を  
とくのそくニヒリカルガでも法がこたえて  
いたことを示してゐる。<sup>(241)</sup>

master の命令権限がより無限まである家内  
奉公人に対して、ここで対象となつてゐる  
servant は、特定の仕事を要求されており、  
従つて master の命令の範囲もそれに応じて  
限界されてゐるのである。

このように servant が、世帯にしばられて  
いるのかどうか、その仕事が技能を要求され  
るかによって、servant をさうにハーフの  
類型にわけることはでき、それぞれの類型に

最も親和的な法の原則をとりだすことができる。専使關係法は、種々な制定法と、判例のけがら形成されてきた法の原則の複合体であるが、このような見地からみるならば、専使關係法の構造は、單に法の整合性に關心をもつ解釈論によってのみ明らかになるのではない。むしろ法がどのような servant を対象として發展したかをも考慮に入れることによつて、はじめてその内的な連関が明らかになるのである。

D. servant の注意義務。servant は、職務の執行において適切な注意を払う義務がある。この場合も、義務違反が即時解雇事由としてとりあげられたことが、法の形成を促していったのである。<sup>(242)</sup>

E. servant の忠誠義務。servant は、誠実に職務を行ひ、master の利益を傷つけてはならない。<sup>(243)</sup>しかし、この義務における「誠実に faithfully」という言葉が、厳密に定義されたものではなかったために、広く

意味をとれば、masterはいつでも servant を解雇できることになってしまった<sup>(244)</sup>。そして忠誠義務は、単に職務中の行為だけに及ぶものではなくなる。Yovatt v. Winyard (1820) は、servant がひそかに業務上の秘密を入手して、辞職後それを利用した事件であり、法廷は忠誠義務に違反したことを探りて、秘密の利用につきする差止命令を認めた。これによつて、忠誠義務は servant の辞職後もつづくことになった<sup>(245)</sup>。また、Pearce v. Foster (1886) で、証券取引業務にたずさわる上級事務員が自分の全ての技術を行つたことを理由に解雇されたことにたいして、裁判官は、雇主の信用を失わせるような servant の行為は、たゞ業務外であつて雇主が損害を蒙らなくても、解雇に値すると述べて、この義務をさらに業務外にまでひろげた<sup>(246)</sup>。

このように、忠誠義務が職務をこえたひろかりをもつ一方で、その限界も又明らかにな

さて、Gartside v. Outram (1856) によ  
て、master の犯罪や詐欺については、servant  
には主な義務がないとされ、また Fletcher  
v. Krell (1873) では、就職時に商賈秘密があ  
ることを告げなかつたことを理由とする解雇  
は無効とされた (247)。

F. servant は、master から委ねられた財  
産を注意して管理し、その使金を明細に報告  
し、又は財産を master に引渡さなければなら  
ない (248)。servant がこの義務に違反し  
たために master が損害を受けたば、master  
は servant を相手とて訴えをおこすことが  
できる。ことに、1619年の Lewson v. Kirk  
(1619) では、商人である master の不在中  
に、servant が輸入品の脱税を図り、品物が  
没収されたことで、master が servant に損害  
賠償を請求することが認められていた (249)。

ただし、servant が自らの過失によらずな  
て master の財産に損害を与えた場合には、  
servant は責任を負わない。Savage v. Walthew

(1707) では、master の財産が損害を受けても、servant の過失が立証されない限りは master は servant を訴えることができないとされた。さらに、Nickson v. Broham (1712) によって、servant が master の命令に背いて取引を行った結果、master が損害を蒙ったとしても、それが直接に servant の過失によって引き起こされたのでなければ、master は servant から損害賠償を得ることができないとになった。<sup>(250)</sup>

master の財産の中でも、顧客は独特な問題を投げかける。servant が、自分で商売をはじめるために、master の顧客に将来自分と取引するように勧説することができるかは、一方では営業の自由と、他方では servant の忠誠義務や財産管理義務とかかわることである。

Nichol v. Martyn (1798) の判決理由において、Kenyon 裁判官は、「master の仕事に従事してくる servant には、master の商売に損害を与えたり、事業を根本からやるかのような行為

をする権利はない。しかし、だれしもできる  
ことならば世間ににおける自分の地位をよりよ  
くする権利とも、てある。もし、法に反しない  
い方法でそなができるならば、masterが結果  
において損害を蒙ったとしても、それは賠償  
請求の認めらぬ損害 *damnum abs. injuria*  
である。servantが将来自分自身で事業を起  
こすつもりで、masterの顧客達の好意を得よ  
うと努力したり、他人からだけではなくて彼  
ら（顧客—引用者）からも仕事を得ようと  
自分を売込むことは、道徳的に悪いともいえ  
ない。全く妥当ではないともいえない」と  
して、servantの利害を優先させた。<sup>(251)</sup>  
この考え方は、一世紀以上もたてから完全に  
在走さざることになる。<sup>(252)</sup>

G. 財産管理義務とならぶ servant の会計  
上の責任として、職務中にえた收入は、master  
のものであって、masterに明細に報告する義  
務があるという原則が形成されてくる。<sup>(253)</sup>

Thompson v. Havelock (1808) は、船長と

て雇やれたものが、雇用期間中に第三者に勞務を提供して得た収入が、船長のものであるのか、船主のものなのかが争われた事件である。裁判官 Ellenborough 裁は、「だれしも、彼の義務に反してまで利益を得ることは許されない」と、断固として船長の要求をうちでけた<sup>(254)</sup>。この法の原則は、servant / 獲得物ハ、master / 獲得物デアル quicquid acquiritur servo acquiritur domino という古くからの法則と結びつけられることがある。<sup>(255)</sup> そして、それは master は表内奉公人の労務にたいして財産権をもつという Blackstone の言葉とも軌を一にしているのである<sup>(256)</sup>。

H. servant の発明は、servant のものになる。ただし、master が発明を目的として servant を雇った場合には、発明は master に帰属する<sup>(257)</sup>。Makepeace v. Jackson (1813) は、キャリコ染業に従事して、たゞ servant が、解雇後、絵具の調合割合などを

記載している記録簿の引渡しを求めた事件である。調査のあるものは原告の発明になるものである。だが、法廷は、masterが記録簿をひきつづき保管して営業をつづけることを認めた。  
 (258)  
 た。

### [ C ] 体罰

A. かつては法律書において、masterのservantに対する体罰は、masterとservantの相互の間の権利・義務関係のなかでも主要なもの一つとみなされていた。しかし、それはDiamondやHalsburyなどの今世紀の法律書からは全く姿を消してしまった。もしも体罰が、master-servant関係の存在を担保する地位を占めていたとするならば、それはなぜ法の世界から消えていったのだろうか。

B. Daltonは、master(もしくは彼の妻)が、servantを打撃した(beat the servant)のならば、それはservantの辞職の正当事由

になりうる」と述べた。(しかし同時に、彼は、  
masterは節度ある仕方であれば、servantにも  
徒弟にも懲罰を加えうる(chastise his  
servant)と、書き加えることを志向なかっ  
た<sup>(259)</sup>。ここでは打撻することと懲罰を加  
えることは別のものと考えられてはいる。し  
かし、両者の連絡が余邊にあるのは、必ず  
(も明白ではなかつた。後の法律書の混乱の  
萌芽はすでにここに胚胎していたのである。

C. 我々の研究の主たる対象である産業革  
命期には成人の servan tへの体罰をめぐって、  
二つの相反する見解がみられる。Matthew Bacon  
は、masterは servantが異態をついたり、義  
務の履行を怠ったことなどにたいして、節度  
ある仕方であれば矯正し、罰することができる  
(correct and punish)と考えた<sup>(260)</sup>。

これに対して、Burn の第14版は、servant  
を成年と未成年にかけて、masterは節度ある  
仕方であれば未成年の servantを懲罰できる  
が、成年の servantに同様のことを行なう場合

には、それは servant の辞職の正当な事由にならうると述べている(261)。この成年と未成年の正別の導入は、恐らくは Blackstone の影響によるものであつた。

D. Commentaries の初版で、Blackstone は職務怠慢やその他の misbehavior に対して、master は彼の徒弟もしくは servant を矯正 correct できるとし、さらにもし master の妻が彼を (servant のことが — 引用者) 打撃 beat すれば、それは辞職の正当な事由になるとつけ加えた(262)。ミニでは Blackstone はまだ "Dalton" に忠実である。ところが、同書第 8 版は、数ヶ所言句の訂正をほどこして、内容をすっかりかえてしまつたのである。master が矯正できるのは徒弟だけとなり、master の妻と、表現の代わりに master までは master の妻と変更された。そして、「もし、master 又は彼の妻が成年の servant を打撃すれば、それは辞職の正当な事由となる」<sup>(263)</sup> として、成年の servant という概念をもう込

んだのである。恐らく servant を打拂した二  
とに関する Blackstone の考文は、Dalton ら  
しさほど離れてはいなかつたであらう。しか  
し、そこで使われた成年と云ふ言葉が、その  
前の文章から servant と云ふ言葉が抜け落ち  
て徒弟だけとなつたことと相俟つて、やがて  
一人歩きをはじめることになる。成年から未  
成年と云ふ概念が反射的に生まれて徒弟と接  
合したのである。Blackstone に依拠したとす  
る Bird, Burn や Smith では<sup>(264)</sup>、Blackstone  
とは違つて、master は徒弟だけではなく、未  
成年の servant も矯正できるとされた。そ  
れは大きなずりかえであつたが、あやしまれ  
ることなく流通したのである。

E. servant を成年と未成年に分けた解釈  
は、しかしながら、Burn においては一時的な  
成功しか認めなかつた。Burn の第 2 版は、  
master は、彼の徒弟にたゞして懲罪を下すこ  
とができるとする一方、家内奉公人、workman,  
labourer に懲罪を下さる権利とは、さうと

否定した<sup>(265)</sup>。Burnはニコではじめて、第8版以降のBlackstoneの立場と同一になつたのである。

その他の法律書においても体罰の地位低下は顯著である。たゞSpike, Hertsletは、徒弟への体罰は認めしたもの、servantへの体罰は否定した<sup>(266)</sup>。BlackstoneをひきついたStephenのCommentariesでは、第6版(1868)までは、Blackstoneの当該箇句の引用が載せられてゐるが、第7版(1874)からは、体罰への言及が本文からはずされる。そして第14版(1903)になると、「今日では、masterがこの権利行使することはほとんど勧められなくなつ」と記されるに至るのである<sup>(267)</sup>。

Encyclopaedia of the Laws of Englandは、この変遷を次のように要約してゐる。「体罰を課すことができるmasterの権利は、コモン・ローによって認められてゐると、初期の著作家達によつて主張されてきた。若くservant——彼にたいしてmasterは両親の

代わりである *in loco parentis* — いたいする節度のある矯正の場合とのそひて、現在でもそれらが認められていろかどうかはさわめて疑わしい（268）。」若く servant に対する矯正を認めている点では、この立場は、14版以降の Burn の立場と同じである。なぜ20世紀に入つて servant に対する体罰を否定しようとする傾向が顕著なゆえで、このような解釈がでてくるのだろうか。恐らく混乱の一因は、徒弟には体罰が認められつづけたということに求められる。未成年の servant を徒弟に近似したものとして把握するならば、彼への体罰を許すこともたやすく、たであらう。

F. 次に我々は、servant への体罰が許容あるへは禁止されたときの、それそれの論述を検討してみよう。そうすることで、体罰が master-servant 関係の本質と深くかかわっていたこと、従つて体罰の肯定から否定への流れは、master-servant 関係の本質把握の

歴史的変化を示してゐるものであることを、明らかにしうるであろう。

なぜ徒弟の矯正は許されて、servant のそれは禁じられるようになつたのか。servant の懲罰を肯定した Bird の見解と、それを否定した Winston v. Linn (1823) の判決理由をとりあえて、両者の弁証の壹々に着目してみよう。Bird は、master の servant にたいする権限の行使について次のようく述べてゐる。

「master は、彼の家内奉公人につひして賃金を支払わなければならず、彼を保護しなければならないが、その代りに、彼の合法的命令にたいして servant から忠誠と服従とを期待する権利がある。これを実効ありしめるために、servant の abusive language, neglect of duty, misbehavior のへずれかに対して、理にかなないしかも適切な仕方で servant を矯正できること立法は master に許した」(269)。

ここでは、master は賃金と保護を与える代わりに、命令への服従を期待することができる。

と、う対応関係が主張されており、体罰は、命令への服従から逸脱した行為に対する制裁として考えられて、この弁証については、次のような関連する事柄が考慮に入らなければならぬ。(1) Birdは、Blackstoneを引用して、servant の矯正は21歳未満のservant に限られるとした。しかし、つづく箇所では、成人の servant によつて high provocation がある場合に master が servant を矯正したとしても、陪審は master が servant を打撻してもよいと考えて、ために、通常 servant にたいしては、1シリング以上の損害賠償が認められることはない、と書かれてゐるのである(270)。なぜ、法律書か、法の上では成人の servant にたいする矯正は許されなくとも、実際にはそれは大目にみられて、いるというような奇妙な叙述を行つたのである。おそらくそれへの解答は、Birdが master の賃金支払義務、保護義務と、servant の服従義務を対応させて、そこに相互性 reciprocity

を見出した二に求められる。体罰が服従義務を担保するものであるならば、この相合性の原理をつらぬくためには、あくまでもすべての servant に対する体罰を認めなければならぬからである。(2) 体罰を下すうる servant の行為としては、“misbehavior”という概念が用いられてゐる。別の箇所で Bird は、servant の “moral infamy” については、即時解雇が認められるか、“misbehavior”については、職人規制法にもとづいて治安判事に申請しなければ解雇は認められないとした(271)。従って servant の “misbehavior”に対する制裁として、即時解雇が認められない代りに体罰が許されると Bird が法の論理を整理して立てたと解釈することもできる。

Bird 以降になると、一方では、servant (ながんずく成人の servant) に体罰を加えることが難しくなり、他方では、servant の逸脱行為の多くが即時解雇の対象となるため、服従義務を担保するものが体罰から即時解雇

に代わったのである。体罰が法の世界から消えていった理由の一端はここにあると思われ  
3 (272) .

Winston v. Lynn (1823) は、命令不服従、職務怠慢を理由とする徒弟の解雇が問題となる事件である。判決理由のなかで裁判官は、masterは misconduct を理由として servant を即時解雇できるのに、なぜ“同様の理由で”徒弟を解雇できないのかを、master - servant 関係と、master - apprentice 関係の本質的な差異から説明しようとした。master と servant の関係では、servant が義務を果しつづける限りにおいて、master はその servant を扶養しつづけなければならぬ。この場合、servant が義務を怠たれば、master の義務も消滅するから、master は servant を解雇することができる。他方 master - apprentice 関係は、master が徒弟に仕事を教え、保護することを目的とする。この master の義務に対する対価は、徒弟となる際に際して master に支払

ややこしい謝礼金 premium であつて、徒弟が義務を果すことではない。徒、て、徒弟の misconduct を理由として契約を解除することはできないのである。たゞし、master は、徒弟を教育する義務を遂行するために、徒弟を矯正することができる<sup>(273)</sup>。Bird では、体罰が master と servant の相互的関係から導きたさえたのにたいして、ここでは、解雇が master と servant の相互的関係から派生するものとして認められて、体罰は教育機能に付随するものとみなされているのである。

G. など、そもそも master は servant にたいして体罰を課すことができたのだろうか。この問へにたいする答えを見つけたることは容易ではない。というよりも、そもそもこのような問へかけがなされたとは考えにくないのである。体罰は、奴隸の時代から、厳しく反省を経ることなく継承されてきたものではなくかったか。むしろ master の servant への力の行使が批判されるところもなく、当然の

このように人々に受けとめられていたために、同様の力の行使が許される夫婦関係や親子関係とならんて、master-servant 関係が社会の基礎的関係となることがでてきたと想像することができる。しかしこの関係も、私人の私人にたいする物理的強制力の行使を制限して、それを国家の独占物にしようとする動きの影響からのがれることはできなかつた。国家は一従つて法は一体罰の制限を要求しつつ登場する。そこで發せられる問ひは、なぜ体罰が許されるのかではなく、なぜ体罰は制限されなければならぬのかであろう。Cowell の説明は、このような体罰制限の根柢にまで考え方を及ぼしてゐる点で興味深い。彼は人間を他人の権力の下にあるものとそうでないものとにわけた。前者は servants である、後者は自由人である<sup>(274)</sup>。servants にたいする権力の純粹型は、領主の従臣にたいするものであつて、それは生殺与奪をしばしば伴うものであつた。しかし、「いまやこの

ことは、我が市民法によって抑制されている。生殺与奪の権利は、最高権威にだけ帰属してゐる。自分の servant を殺したものは他人を殺したのと同様に罰せられる。社会 common wealth にとっては、人々の生命・身体にだけは害を及ぼさないことが必要なのである。このために人々は、領主が cruelty や intolerable injury をなしたときに、生命・身体が司法によって保護されるように、領主の権力を制限する法をもつてゐるのである。<sup>(275)</sup>」 Cowell にあるでは、servant はもはや擬制的血縁から切りはなされた他人であり、社会秩序が他人の身体への侵害を許容しないところに成立つてゐる以上、servant への侵害も許されないのであった。この論理は、servant が血縁に擬せられることが少なくなるほど、即ち他人になるほど妥当性をおびてくる。この見地にたてば、19世紀に servant の体罰が認められなくなつて、たゞことは、servant が master との擬似血縁關係から完全に解き

放たれたことを物語つてゐることになるだろ  
う。

このように master の servant に対する力の行使が制限されて、ある限度内でしか許さなくなってしまったことは、servant に対する master の体罰を認めた論者さえも、master が限度をこえて矯正した結果 servant を死にいたらしめた場合には、それは故意あるかは殺人であるとみなしたことにもうかがえる。Hawkins は、master が servant を矯正した結果死を招いたとしても、それは刑罰を免除されるべき理由のある殺人 Excusable Homicide であると考えた。しかし矯正が限度を超えた野蛮なものであつたならば、master は少なくとも故意に間かねるし、凶器を用いた場合には、殺人を犯したことになると考えた。<sup>(276)</sup>

の区別は、Hale に曾經かれ。その際に Hale が考慮に入れるべきものとして矯正の仕方や矯正に用いた道具とならんで servant の年齢と地位に言及したことは、後の Blackstone

などによる未成年、成年の概念の導入との関連で注目される<sup>(277)</sup>。Bacon もこのような考え方の影響を受けて、master が servant を懲罰することにおいて一定の限度をこえることを許さなかったのである<sup>(278)</sup>。

H. 我々は master の servant に対する体罰を法がどのように与えたかを法の変遷の中に探しうとした。体罰は、いかしながら master と servant の関係にだけ見出されるものではない。古くは子供が親と教師の鞭撻の下で育つように、体罰は私人間のさまさまな権威関係とは切りはなせないものであった。我々がこれらとの関係において体罰がどのように扱われてきたのかを概観することができれば、それは master-servant 関係と、他の権威関係との関連を明らかにすることに役立つであろう。実際、法律書では、master の servant に対する体罰は、教師と学生、父親と息子、あるいは夫と妻、親と子の関係におけるそれと類似的に与えられてきたので

ある。その場合、それぞれの關係において体罰を行ふえる権限は、義務（ある、は責任）をはたすことへの見返りとして与えられて、  
るという、相互性の原理にしたが弁証がしばしばなされたのである。Blackstoneは、「（古の法によれば）夫は妻に適度な矯正を加えることができる。なぜなら、夫は妻の misbehavior について責任をもつのであるから、法は、家庭内の懲罰によって彼女（の行動一引用者）を抑える権力を夫に与えることが理にかなっているとみなす。この懲罰は、人が servant や子供を矯正できるのと同じ程度に穩健なものでなければならぬ。servant や子供について master や両親は（夫と）同じように責任をもつてゐるのであるから<sup>(279)</sup>。」と述べた。また、親の子供に対する力の行使についても、成年に達していなかつて子供を矯正できること、そしてそれは子供への教育に伴つたものであることを主張した<sup>(280)</sup>。このように、master の servant への、夫の妻への、

そして親の子にたいする体罰は、三位一体の如くに被やかてはいるのである。そして、Black-stone の初版では、すでに夫の妻にたいする体罰には懷疑の目が向けられてはいたのである（281）。それがやがて servant の体罰、そして子供の体罰へと波及していくことは容易に予想されることがある。しかし、子供の体罰にまで厳しく批判が向けられるようになるまでは長い年月を必要とした（282）。

I. 家族関係における体罰の問題は、master-servant 関係の充明という課題が、この関係の内部をさぐることで完結する性格のものではないことを示してはいる。このように体罰という共通項を手がかりとした比較は、家族関係だけではなく、奴隸関係についても行うことができる。

The White Slaves of England と題する書物で我々は次のような叙述に出会う。「アメリカで奴隸主 masters が常に黒人奴隸を処遇してはいる仕方を、イギリスでは master が

servants について行っている。アメリカの自由州でも、masterは servant に命令できる。もし (servant が) 服役しなないと master は賃金を減額したり解雇を行うことができるが、法はすべての暴力を封じている。…イギリスでは違った状態が見えてる。法の構成には不備があり、寂れな servant を保護するには法の運用はあまりに余裕がある。もし servant が服役しなかったり、どのようなことであれ、master の気にさわることをすれば、その罰として、蹴られたり殴られたりすることは、解雇や賃金減額と同じくらいありそうなことである (283)。」この世紀には、servant を奴隸に比喩することが、世論を喚起する方法としてしばしば採用されてきた。世界の各地に奴隸制はひろがり、ながんずく合衆国での奴隸問題は再びを聳動させた。イギリス自体奴隸貿易と手を切るために苦しみを味わってきただばかりである。しかし奴隸という言葉が衝撃をもたらす。それ故に工場法制定要求運動など

で扇動的に用いられたのは、外因に奴隸が  
ながらも存在していたといふことだけではなく、  
ここに端的に表現されるような master と  
servant の関係が社会にあまねく存在してい  
る二ことが背景としてあり、だからではないだろ  
うか。MacDonell が master が servant に体  
罰を加えることは今や認められなくなつた考えた  
のか、体罰が奴隸的状態を生みだすことを警  
戒したためであった。<sup>(284)</sup>

#### [ D ] Master の義務

A. master は、雇用契約を結んだ servant  
を雇入れて、全契約期間にわたって雇つづけ  
なければならぬ。<sup>(285)</sup> これは servant  
の就業義務に対するものである。この法の  
原則の発達は、とりもなおさず、雇用契約の  
ある特徴的な一面に光を投げかけている。即  
ち、雇うという契約そのものは、master と  
servant の関係を維持することのみを意味し、

それを以上に servant と特徴の仕事に就かせる  
ということを含んでいない。master は契約に  
定められていない限りは、仕事を提供する義  
務を負わないものである<sup>(286)</sup>。master と servant  
の雇用契約関係は、請負契約関係とは違って、  
仕事の遂行 자체を最終目的とするものではない  
ことかここで再び想起されなければならな  
い。servant は、現実に仕事をしていなくて  
も、master の命令を待ち受けて、一旦命令が  
下されれば仕事を遂行できる態勢にある限  
りは servant でありつづけるのである。他方、  
Hartley v. Cummings (1847) が判示したよ  
うに、店主が出来高に応じて賃金を支払い、  
もし仕事が不足して賃金が一定額に達しない  
時には、他の仕事を斡旋することから終業を行  
ったならば、たゞ元店主といふ明示の約束が  
なくとも、雇用関係が推定されるのである<sup>(287)</sup>。  
辞職や解雇は、雇入れとは反対の事態であ  
る。従って、即時解雇の正当事由は、雇入れ  
という義務から master を免除するものと

意味した。このために雇入たるといふ master の義務は、解雇の法理と表裏一体となつて脱落したのである<sup>(288)</sup>。

B. Daltonによれば、masterが食事の支給を拒否したことを理由として、servantは辞職できた<sup>(289)</sup>。この原則にたてば、masterには食事の提供義務があるかにみえる。しかし、19世紀から現代にいたる法律書は、この問題について二つの異なる立場にわかれた。

Encyclopaedia of the Laws of Englandは、masterは契約に反対のことが明記されていなかつても、家内奉公人に適当な食事と宿泊場所を提供する義務があり、それを怠れば犯罪とされることがあるのにたいして、その他の servant の場合には、契約に明示的・默示的に定められていなかつても、そのような義務を負わなければならぬ<sup>(290)</sup>。これは、Dalton以来の法の原理が家内奉公人の場合に生きつづけたことを示している。しかし Smithでは、家内奉公人との他の servant の区別はあらわ

れて、いざ、食物やその他の生活必需品の提供義務は、明示的であれ、默示的であれ契約のみもとづくといわれているだけである。<sup>(291)</sup>

その後、Halsbury, Batt, Diamond は、Encyclopaedia と同様の立場をとり、Parkyn, Eversley は Smith 的見解にとどまつた。<sup>(292)</sup>

master が食事や宿舎を提供する義務に違反した場合、それが刑法上の軽罪に値するものであるのかといった問題が、19世紀前半にフローズアップされ、ついには制定法が生みだされたにいたつた。

R. v. Friend (1802) は、master が徒弟に食事、衣服、寝室などを提供しなかつたために徒弟の健康が著しくそこなわれたとして、master が軽罪に問われた事件である。問題の重要性に鑑みて、上院裁判所は慎重に考慮を加え、裁判官全員の会議で、自分の世話をまだできな、若干の児童、徒弟、servant にとって充分な食事と宿泊場所を提供することを拒否したうならば、軽罪として起訴し

うるとの見解に達した<sup>(293)</sup>。法廷は、その場合、当該 servant が若年で自分の世話をできぬ旨が正式起訴状に記載されて、なければならぬとした。この考え方は、R. v. Ridley (1811) においてさらに厳格な条件へと發展させられた。Lawrence 裁判官は、判決理由の中で、servant が若年であるて、かつ master の支配と統制の下にいることが起訴状に書かれていることを要求した<sup>(294)</sup>。成人の servant は必要な食事を与えられなくとも、master は抗議するが、あるいは辞職したり、さらには治安判事に告訴することができるのであるから、master の不作為は契約違反ではあっても犯罪とはならない。これにたって若年の兒童に同様のことを行すれば、起訴されるべき犯罪となるというのが法廷の用いた論理である<sup>(295)</sup>。

このようにして、servant は若年のものとそうでないものの二つに分けられた。興味深いことは、servant の体罰をめぐっては、成年の servant と未成年の servant の区別が

なされていたのにたって、ここでは異なり基準が採用されていることである。問題は、この基準が曖昧であることにあり、たゞ<sup>(296)</sup>16歳の女性の元内奉公人が充分な食事も手に入れず、「生き死骸骨」と形容されるほどのになつた事件の裁判で、裁判官が16歳はもはや若年ではないと断て下したときに、この問題は突如として世間にさらけだされた<sup>(297)</sup>。

1851年法はその產物である<sup>(298)</sup>。

1851年法は、「master, mistressが、徒弟もしくは、servantにたつて必要な食物、衣服、宿泊場所を提供する法的責任がありながら、故意に、法的免責事由なしに、それらを提供することを拒否し、あるいは急に結果、又はかかる master, mistress が不法に悪意の動機から、徒弟もしくは servant を攻撃した結果、徒弟もしくは servant の身体・生命が危険にさらされ、あるいは健康が恒久的にそこなわれるか、そこなわれそうであれば、そのような master, mistress は軽罪に

問われる」と定めた<sup>(299)</sup>。R. v. Ridley 及

來法廷で提唱されてきた若年の徒弟・servant  
とこう概念は、ここでは放棄された<sup>(300)</sup>。

この1851年法は、1861年の法律にはほとんど  
のまま受けがれた。さらには、servantを攻  
撃した場合の規定を取除了し残りの部分が、  
かの共謀罪並びに財産保護法(1875年)に組  
込まれ、即決裁判によって、masterは罰金を  
課せらるゝが、収監せらるることになつたので  
ある<sup>(301)</sup>。

C. 医療義務。masterが病気のservantに  
医薬を提供しなければならぬのか、あるいは  
は、第三者がservantに施した医薬の代金を  
masterが負担しなければならぬのかといふ  
た問題は、19世紀初頭ではまだ明確な解答を  
えていなかつた。Newby v. Wiltshire (1784)  
では、masterが医療費を負担しなければなら  
ぬ、とする主張と、それには反対する主張とが  
対立し、法廷は後者の立場を採用した。しか  
し、Scarmen v. Castell (1795)で、首席裁

官 Kenyon 卿は、master は必要な医薬を提供し、servant の受けた医療の費用を負担しなければならない、と述べて、逆の立場にたった。たゞその後の判例は、Newby v. Wiltshire での法廷の判断が広く受け入れられたことを示してゐる。法廷は、法の論理的帰結として一つの立場を選擇したというよりも、master が医療費を負担することで、過大な責任が master の上におかれることが恐れたのである。<sup>(302)</sup>

D. master の補償義務。servant の職務遂行中に起つたすべての出費、損失、債務について master は補償しなければならない。<sup>(303)</sup> ただし、それらは servant の過失によつて生じたものであつてはならない。servant が違法であると知つた行為についてはあてはまらない、のである。<sup>(304)</sup> これらの法の原則は、servant を当事者とする訴訟の判決の実績の中から抽出されてきたといふよりも、違法な約因や<sup>(305)</sup>、代理人の本人にたいする補償請求をめぐる判例を通して形成されて

きた、より一般的な法則を、master-servant  
関係へ適用した結果であつた。<sup>(307)</sup>

E. コモン・ロー上では、masterは同僚の  
servant の過失によつてひきおこされた servant  
の傷害についてしては責任を負わないとされた。  
Priestley v. Fowler (1837) は、雇主の命  
令で乗つた運搬車が故障して怪我を負つた  
servant が、雇主の管理責任を問うた事件で  
ある。この事案にたいする法廷の判断はきわ  
めて実際的な配慮に立ちづいていた。首席裁  
判官 Abinger 裁は、もしこの裁判で雇主が  
servant にたいして責任があるとされると  
は、master は自分の管理にてある事柄における  
過失の結果のすべてに責任を負うといふ一  
般的な原則の確立を促すことになると考えた。  
裁判官が最も恐れたことは、そのような原則  
の帰結として、master が彼のすべての servants  
の過失にたいして責任を負うという事態が生  
じることであった。「このような結果のはか  
ばかりしさ、これまでにはやびくとも、その不便

さは、このような原則を本件に適用する二ことが不適切であることをよく物語っている。ほんとうのところ、masterとservantの関係だけでは、masterが自分自身に払う以上の注意をservantに払わなければならぬといふ、masterの義務を推定させるには十分ではない。彼は確かに判断、情報、信念の許すが限り、雇用においてservantの安全に配慮しなければならぬが、servantもmasterの仕事で、自分の安全を危険にさらさなければならぬことはないし、自分に害があると思、たならば、その仕事を断れるこもできるのである。<sup>(308)</sup>ここには法の論理よりも、法の適用の結果にたいする過度ともいえる不安感が旅立の手がせている。このような推論の牛糞きが許されならば、この判決によつて形成される法の原則も、その適用において同様に、「ばかばかりさ、これまでにはいかなくて、不便さ」を生みだすであろうこと、裁判官の思ひは「たらなかつた」。

master に過大の責任を負わせることを、さ  
めて、むろ servant の側の注意を求めた  
Priestley v. Fowler の考え方は、同僚の過失  
から怪我をした servant の起した訴訟に適用  
さて、雇主に過失が証明されなければ限りは、  
同僚と原告の共通の雇主には責任はないとい  
う法の原則を生みだしていった。

Hutchinson v. The York, Newcastle, and  
Berwick Railway Co. (1850) は、同僚の運  
転する列車に、1=職務中の servant が衝突  
事故で死した事件である。もし第三者であ  
る乗客が死したのであれば、鉄道会社は事  
故にたって責任を負わなければならぬの  
にたって、同僚の過失によつて死した  
servant には会社は賠償責任がないと判示さ  
れた (309)。第三者の雇主にたつする訴権が  
基礎を置いて、servant の行為は master  
の行為であると、法則は、servant 間の不  
法行為には適用されなかつたのである。servant  
は雇用契約によつて、職務にともなう通常の

危険を引受け。この判決によつて同様の過失から生じる危険も、通常の危険の範囲内とされたのである<sup>(310)</sup>。このようにして、1880年に制定法によつて変更されるまで、この共同雇用 common employment の法理によつて、servant は他の servant によつてひき起された事故の結果に甘んじて耐えねばならぬことさせていたのである。

F. 勿論、共同雇用の法理の発展は、職務上の安全に関する master の責任を完全に免除するものではない。master は起りうべき危険から、職務中の servant を守るべく、十分な配慮を払わなければならぬし、master の過失による servant の傷害には、master は責任を負うのである。ここで注意されなければならないのは、この法の原則は、古くに確立していったところよりは、19世紀後半に共同雇用の法理と相即的な関係に立て、展開していくたと考えられることである。そもそも Priestley v. Fowler は、雇主の過失をめぐ

る事業であり、その判決理由で、masterはできる限り servant の安全に配慮しなければならぬ、と述べられたことが、この法則の出発点であった<sup>(311)</sup>。以降これに関する判決は数多くある。鉄道労働者<sup>(312)</sup>、建設労働者<sup>(313)</sup>、鉱山労働者<sup>(314)</sup>などが原告として登場していくのをみると、この法がいかなる背景の下に形成されていったかを推測するには困難ではない。Clarke v. Holmes (1862); Grizzell v. Frost (1863) では、危険な機械をめぐる、雇主の義務違反が問題となる。たゞ、これは、家内奉公人が主役となってコモン・ローを形成したのは別の舞台が用意されてきたことを知るのである。この新しい世界の登場を目的あたりにして、本章はさしつけて自分の領域に戻らなければならぬ。それは本章の対象とする時期に統く時代に展開するのである。産業革命期を主たる対象とする研究が家内奉公人については声高に語りながら、工場労働者の切実な問題を正面にすえ

ることができない皮肉な状況を痛感しつつ。  
しかし、それこそが法の状態であつたのである。

G. masterは、servant の辞職時に人物証明書（推薦状）を出すことがあつた。とくに家内奉公人が就職口を見つけるに際して、この証明書の果した役割は大きい（316）。特徴の仕事に就く servant に技能が要求されたように、家内奉公人にはとりわけ良い性格が求められた。証明書を頼りに採用を決めるために、証明書の内容の正確さ、証明書の真贋は、masterにとっては重大な関心事であった。このような master の意向を背景として生まれた1791年法は、人物証明書の偽造や経歴詐称に対する罰則を定めた（317）。

Carrol v. Bird (1800) によつて、家内奉公人にとって master は人物証明書を発行する義務を負わないとされた（318）。このことは、家内奉公人の採用において人物証明書が重要ではなくなつたことを意味して

いるのではない。むしろその重要性が知られていたからこそ、その発行が master の義務とされることを否定する必要が生じたのであると思われる。master は、人物証明書を出さないという制裁の手段を手に入れたのである。

servant について発行された人物証明書は servant の所有物であるから、servant が解雇された時には、master は前の master が当該 servant に与えた証明書を返還しなければならぬ（319）。その際に master がその証明書に servant が misconduct によって解雇された旨を書き加えても違法ではないとされた（320）。それは、証明書がたとえ servant の財産であっても、そこには servant の解雇という servant の不適格性をなにより物語る烙印を押すことが許されるということであった。

前の master が虚偽であると知りつゝ発行した人物証明書を信じた現在の master がそれによって被害を蒙った場合には、たとえ前の master に訴訟によって利益をえようとい

う意図がなくても、彼は現 master にたいして損害賠償の責任を負うのである（321）。

H. master が人物証明書や手紙、あるいは口頭で、servant の品性について自分の意見を述べたことが、隣として servant にたいする名誉毀損として問題になつた。servant にたいする厳し評価を master が公表するなどが servant の信用を傷つけて彼に損害を与えることになることは、容易に想像できよう。

しかし、損害賠償請求への道を大きく拓けば、master が servant の人物について評価を下すことがそもそも不可能となり、またそのような率直な情報が欠如すれば、servant の採用は master にとって危険な覇となるだろう。

18世紀末葉から形成されてい、た法の原則は、master が利害や義務を有する関係者に servant の性格、素行に関する中傷的な表示をしたとしても、反証がない限りは、要意のないものとみなして、master は名誉毀損には問われないと（322）。即ち servant の操

行について、master の言、たこと、書いたことは、すべて免責特権のあるコミュニケーション privileged communication とされて、たえ servant と中傷することになつても、文書詐毀や口頭詐毀には問われなかつた<sup>(323)</sup>。ただし、それが servant に損害を与えたとする動機からなされた場合には、特権は認められず、master は名誉毀損にたつて servant に損害賠償をしなければならぬ<sup>(324)</sup>。従つて裁判では、master が関係者あてになされた特権を与えられたコミュニケーションであるとの答弁を行つたならば、それにたつて、servant の側が master の悪意の動機を立証しなければならなかつた<sup>(325)</sup>。

Gardner v. Slade (1849) では、この特権は率に master の利益のためだけではなく、正直な servant のためにも重要であるといわかつて<sup>(326)</sup>。しかし、その目的は、あくまでも servant の品性に関する情報の伝達を促進することで、servant の採用とともにう

危険からぬ来る限り master を保護することにあつた。servant は、master から低い評価しかえられなければ、将来にわたってその重荷を負うことになる。それは解雇にも劣らな、厳しい制裁である。両者が同時に使われれば効果は、もう大きい。

Pattison v. Jones (1828) は、原告である servant が、別の master によって採用されたことを聞き及んだ被告である元の master が、この servant が misconduct によって解雇された旨を新規に採用しようとしたものへ書き送り、結果として原告が採用されなかつたために、文書詐毀として訴えられた事件である (327)。ここで元 master が乞われぬままに servant の人物について意見を述べたことが重視されて、master の動機が善意と判定されるためには、求めに応じて意見を發表した場合に比べて、より強力な証拠が必要であるとされた。このように、名誉毀損を中心とする訴訟では、master に悪意の動機があつたか

が争点となつた。

一連の訴訟を通じて、master の表現にたいする免責特権の範囲がひろげられてゆく傾向をみることができる。Child v. Affleck (1829)では、master が servant の性行について、彼の以前の雇主に通報した場合にも免責特権が認められた<sup>(328)</sup>。この結果、もし servant が現在の master から燈印を押されてしまえば、かつて働いたどの master からも良心推薦を受けられなくなることもありえた。さうして、master が servant に直接に彼の行状について言明をがこなしても免責特権が与えられた<sup>(329)</sup>。また Somerville v. Hawkins (1851)では、master が解雇された servant の性行についての意見を他の servants の前でのべても、免責が認められた<sup>(330)</sup>。このようにして、免責が認められる利害関係者の範囲が、これから雇入れようとする master から、以前の master、servant 本人、さらには同僚の servant へと、より広いものへ拡げられてへ

へ傾向をみてとることができる<sup>(331)</sup>。Whiteley

v. Adams (1863) で、Erle 首席裁判官が、「以前に於いては、privileged communication に関する法は、今日におけるそれと比べてはるかに制限されたものであった。…法の原則は、他人が利害をもつ人間の品性について正しく情報を得られることが、社会の一般的利害でもあるという原理による」として、爾來だんだんと拡張されて、たゞ述べたことは、どうやけ master-servant 関係においてはまるのである<sup>(332)</sup>。

## IX Master, Servant, 第三者

master と servant の関係は通常の契約的関係とは異なり権利と責任を生みだす。master は servant の行為に責任をもちながらも、他方では servant の訴訟を帮助したり、servant をそそのかして職務を放棄させた第三者を訴

えたうすることができる。このように、master-servant の関係の法的效果は、單に当事者である master と servantだけではなくて、第三者にも及ぶ。それは、(1) servant に働きかけて職務を放棄させて自ら彼を雇入した第三者に master が損害賠償を求めたときに示されるようだ、master と servant の第三者に対する権利と、(2) servant が職務遂行上行な行為について、master と servant が第三者にたいしてもつ責任に大別され、後者はさらに、(イ) servant が master に代わって第三者と結んだ契約についての master の責任——それを本章は多くの法律書に倣り、「servant の権限」という題名の下で取扱う——と、(ロ) servant の職務上の不法行為にたいする master と servant の責任、(ハ) servant の犯罪行為にたいする master の責任に分けられる。この法の領域の重心は、master の第三者にたいする権利と責任に大きくかかり、servant の権利と責任は比較的軽

微な扱いしかうけてはな。

master, servant, 第三者の相互の関係を定めた法は古くから法律家の関心をよび、はや一時期に体系化されてはいた。18世紀後半の Bacon や Blackstone にむなれば、その整理の仕方は、今世紀の法律書のそれとはあまり違わないという印象を我々に与えてくれる。

### [ A ] 法律書にみる master, servant, 第三者

A. 第三者と master, servant の関係をめぐる法は、コモン・ローにおいて発達をとげた。しかし、注意されなければならぬことは、制定法もこの領域の形成に——とりわけその初期において——大いに与ったことである。Dalton の Country Justice は、17世紀初頭までに、servant が master のもとをはなれて他の master に雇われるににつれて制定法と判例法がいくつかの規則、法の原則

をつくづけていたことを示してゐる。そこ  
では、まず、① servant が勝手に辞職して  
放浪したとしても、彼は刺繡法によつて他の  
master の下に就労するよう強制される。二  
の場合に、前の master は servant を取戻す  
ことができるのであるから、新しい master  
が servant を雇つづけようとするならば、  
前の master の同意をえた方がよい。② 二  
者とは別に刺繡法によつて、servant を雇入  
れる場合同じ州内に居住する前の master は  
その旨を告知しなければならぬと書かれて  
いる。ついで、③ やがてコモン・ローの重  
要な原則となる「もしも或る者が他人の servant  
を、彼が他人に雇つてゐる servant である  
ことを知らなかつて雇入たならば、その者は  
そのため罰せられることはない。しかし、  
他人の servant である旨を知らされたのちが  
雇つづけたならば、この限りではない」と  
いうことか—— Fitzherbert に依拠しつつ —  
主張されてゐる(333)。そしてさらには、④

他人の下で働かせて、ある未成年者や servant を引抜くことに対する处罚にも言及される。

これらの原則は、恐らくは、第三者が既存の master-servant 関係を破壊するのを防ぐ法的手段として一括して論じられたのである。注目すべきは、ここでは制定法と判例法が密接に関連しつつ法を形成していることである。そして、master の第三者に対する権利をまとめたコモン・ロー上の原則が、いまだに制定法の体系の中に埋め込まれたままであることは、すでにその姿をみせはじめていることである。

B. Jus Imperii は戦人規制法と master-servant 間の訴訟にそれを一章をさへたのちに、master が第三者にいたしておこった訴訟、servant の権限などをつづく五つの章にわたりて論じた。そこでは、master, servant, 第三者の関係について類似の判例が集められて、その中から法の原則を抽出しようとする試みがなされてくる。同書第 9 章は、servant

が暴行を受けた場合には、master はそのため servant の義務を失つたことを訴訟の原因にあげなければ侵害訴訟を行なうことはできない」という原則をのべつつ、servant への暴行に関する多くの判例、法律書からの板粹をひせて、<sup>(334)</sup> 3 つ。このことは、18世紀にはじめには、servant にいたつする暴行についての法が完成していたことさうかがわせる。しかし、この書では、第三者が servant を勧誘して辞職させて自ら雇入れたことへの法的制裁はほんとうにかられていない。

Dalton と Jus Imperii の叙述は次のようす推論へと我々をいざなう。servant の義務を失つたことを理由とする master の訴訟は、まず servant への暴行事件について提起されて多くの判例の蓄積を見る。他方では制定法の体系の中から、就業中の servant と第三者が雇入れる（或いは雇いつづける）ことに関する法が形成されてきた。そして後者はやがて前者の訴訟形式——即ち訴答に、義務ヲ失

「アコトニタイン per quod servitium amisit」と述べる——を採用することにより、て前者にとって代わり、servant の労務の損失を理由とする一群の訴訟のなかでもその代表的地位を占めていたと考えらる。19世紀にもなれば、servant を雇ひ説いて辞職させたことにたいする判例法は著しく発展をとげるのに、servant の暴行についての判決はほとんどみあたらなくなる。そして法律書も、就業中のservant の第三者による雇入れを禁止する二ヶ、初期首領立法の体系に結びついてその中で育てられてきた二ヶ、律に1か明示しなくなつた<sup>(335)</sup>。いまや誰が、第三者からservant に辞職をすすめて辞職後自ら雇入れることにたいする master の権利が、中世的な就労強制政策から生まれてきたことを意識するだろう。

C. 18世紀の前半に master と servant の第三者にたいする権利と責任を定めた法がまとめられてつあつたときには、豊富な判例が

う導きたされた原理が通常の契約的關係にはみられない、独自なものであるとの理由だけが欠如してゐる<sup>(336)</sup>。暴行を受けたのは servant であるのに、なぜ master が訴えることができるのだろうか。普段 master のために商品をつけて購入してゐる servant が、master の名前をかたって自分のために商品を購入した時に、どうして master は責任をとらなければならないのだろうか<sup>(337)</sup>。二つとも問いかけにいたして法律書は答えさせようようになる。

Bacon は、servant が高人との間に結んだ契約にいたして master が責任をもつことを、master が servant の行為から利益をひきだせることが結びつけて考えた<sup>(338)</sup>。master は次の理由によつて servant の行為から利益をひきだすことができる。(1) servant のいくつかの行為は、master 自身がいたのと同様に有効であり、有利である。(2) master は servant の苦労と取得行為にいたして利害を

有してたり。(servant / 獲得物) master  
 / 獲得物デアル quicquid acquiritur servo.  
 acquiritur domino) servant の行為は master  
 の利益のためになされたと考えることができる  
 る。(3) servant が servant と同一の範囲  
 内で結んだ契約についても、master はそこか  
 ら利益を引きだすことができる。しかしその  
 ために他面 master は契約に拘束されざる可  
 能ない。このように Bacon は、master の利益  
 を考えに入れることによって、servant の行  
 为を master の行為とみなすことができると  
 から、master が第三者にたいして契約上の責任  
 をもつこともそこに根柢があると考えた。二  
 の理由づけは、master は servant の行為から  
 利益をえるのであるからそれに伴う危険も負  
 担しなければならぬ、という受益者負担論、  
 他人ニ依リテ為ス者ハ自テコレヲ為スモノト  
 看ナス qui facit per alium facit per se  
 という法諺に体現された法の考え方の基礎に  
 おこうとしているのである。その場合に servant

の契約上の行為が master の行為とみなされ  
うるのは、servant が全般的な権限 general  
authority を与えられて、る事柄においてで  
あるとされて、ることに注意しなければなら  
ない。(339) 全般的権限と、ういささか不明  
瞭な概念に最も結びつけられやすのは、恐  
らく servant の中でも家内奉公人であろう。  
彼らの職務の範囲は、他の servant と比べて  
ならば無限遠である。そうであるならば、  
master が servant の結んだ契約に責任をもつ  
のは servant が全般的権限をもつて、る時で  
あるとする考え方、やがては契約上の master  
の責任の範囲と、う法的問題を、servant が  
家内奉公人である場合に限らうとする立場を  
生みだすこととは不思議ではないのである。(340)

Blackstone は、master-servant 関係が第  
三者にまでおよぶこととして、ます、master  
による servant の訴訟帮助、master と servant  
の自己防衛、自分の servant を雇つた第三者  
に対する master の損害賠償請求権と、

↑ master と servant が第三者にたいしても  
→権利をあげた。そして二の箇所において、  
servant の義務を失、たことを理由とする  
master の第三者への権利は、master が彼の家  
内奉公人の義務にたいしても、てある財産権  
に根柢をもつてあると記したのである。<sup>(341)</sup>  
つづいて彼は master が下した命令にいたが  
、た servant の行為に master が責任をもつ  
ることのべ、最後に職務中になされた servant  
の過失にたいする master の責任に言及して、  
master と servant の章を開いたのである。<sup>(342)</sup>

Blackstone の叙述は、master と servant の  
第三者にたいする権利、master の契約上の責  
任、master の不法行為上の責任といつた後の  
法律書が踏襲することになる順序を作りあげ  
てある点と、義務にたいする財産権を master  
の第三者への権利の最終的根柢であると説く  
ことにおいて我々の目を奪う。<sup>(343)</sup>しかし  
ここでは我々は彼のない革新に驚かされる  
のではない。むろそのまゝたくの旧式さ、

そして同時にその古めかしさが見え、て master - servant 関係の本質に迫りえるような译みに達して、ことに注目するのである。彼の主張するような master が servant の義務について財産権をもつと、う考えは、直接には領主 - 農奴関係にその歴史的淵源をもち、さらにはさかのほれば、奴隸主 - 奴隸関係によぶであろう。そうであるならば、イングランドには奴隸はもはや、ないと言わなければならぬ。Blackstone は、他方では自覚するなどく奴隸制的伝統に依拠したことになるのである。Blackstone にならって、master は servant の義務に財産権をもつと述べた Batt は、master は servant 自体へ財産権をもつてゐるのではなくことわかつて、この権利はイングランドに奴隸制が存在した際に起源をもつからず、確かにそれは奴隸主が奴隸をもつても、て、その権利に近似していると述べ、最後に、にもかかわらず、この権利は、servant の身体 person への財産権ではない。

と念を押した。この中で動いてゐる立言の中には、我々は近代社会が奴隸制を否定しつつも servant の存在を認めたこととが一つの矛盾をはらんでいたことを見出したくなる。<sup>(344)</sup>

The Encyclopaedia Britannica の master and Servant の項は、次のようにはしまつてゐる。「master と servant。相方の同意によつて構成された関係。この国では、労務あるか否かは財産みなさかべり、犯罪を犯したために刑罰の一部として強制労働が課せられる場合この等では、自らの意思に反してそれを奪われることはない。人が自然的に彼の労働を処分したときには、法は他のすべての合法的契約と同じように契約の履行を強制するだろう<sup>(345)</sup>。」人が自分の労働にて財産権をもつといふ考えは、19世紀に流行した契約的社會觀に適合的であり、また古典派経済学の体系ともないむものであつた。しかししながらこのような考えは、法律書のなかで表明されたところはないと思われ

る（346）。自己の労働への財産権が自由労働を連想させるとするならば、それは奴隸を想起させる他人の労務への財産権とは対極にあるといえよう。経済学と法律は労働者についての相、反する前提から立基している。しかし、この二つの考え方、みかけ上の対立にもかかわらず、労務（労働）と財産の如くに扱つてある点では類似しているのである。そして労働を譲渡可能とみなすならば、自己の労働への財産権は容易に他人の労働への財産権に転化するのである。言いかえるならば、労働は譲渡されえるという命題は、自己労働への財産権を他人労働への財産権へと転化させて、経済学と法の間を架橋するべく考案されたものなのである。その限りでは、masterは servant の労務に財産権をもつといえども、考え方は近代的な衣装をまとめて生きのびることができたのである。言いかえるならば、奴隸制を最も嫌悪する理論体系が、その帰結においては奴隸と区別つかない存在を非公式

にではみや認めざるをえなかつたのである。

D. master は servant の苦務にてつて財産権をもつとする考え方は、「servant / 獲得物ハ master / 獲得物デアル qui quid acquiritur servo acquiritur domino」という法諺に体現された考え方と共通の土壤に根ざしてゐるようと思われる。いざれにがいても servant の苦務が master の目的実現のための手段となつてゐるのである。

Coke's Institute は農奴が単純封土權の設立され土地を「購入」しても彼らが自由民とはならぬ、理由として、この法諺を引用した。<sup>(347)</sup> そして産業革命期に出版された同書第19版はこの法諺をさらに master—servant 関係にまで適用してみせた。「この奴隸についての法の原則（即ち、servant / 獲得物ハ master / 獲得物デアルという原則）は、或る程度まで徒弟や servant に、といわけ前者にあてはまる。もっともその範囲と適用においては、多くの困難がつきまとつてゐるのではないか。」

農奴によって獲得されたすべての物的財産、  
人的財産は、それがいかなる仕方で形成され  
ようとも、第三者への権利への侵害とならな  
い限りは、つねに彼の領主のものとなる。な  
ぜなら、自分の利益のためにには何も獲得でき  
ないと、いうのが農奴の苛酷な特徴であるから。  
しかし、徒弟と servant の master については  
その関係はよりほどやがて制限されたものであ  
る。即ち、master は弟徒の性格や徒弟制度に  
応じて、個別的には一般的に定められた  
期間の間だけ彼らの身体的な労働にたいす  
る請求権をもつにすぎない。従って master  
はかような弟徒の成果であるところのもの以  
外のものについては権利を主張できない。  
徒弟や servant が master とともにいる間に  
ある、は現に master のために働いている間  
に彼らの労働によって稼げたものが、上記  
の原則にあてはまることについては疑いの余  
地はない。また、徒弟や servant が master  
の了解と同意立てにて他人に雇われ、しかも収

入を放棄したことと示す事由がな一場合につ  
いても疑問の生にることははないのである。<sup>(348)</sup>

ここに表明されてゐる見解をそのまま Black-  
stone とむすびつけることはむずかしいであ  
る。Blackstone が若様にたゞする財産権と  
してわかったことは、この注では若様にたい  
する請求不在となつてゐるのである。この二つ  
の命題の結びつけ方の一つは、Coke's Insti-  
tute に倣りて Blackstone のへう若様にたい  
する財産権を、若様による獲得物にたいする  
財産権とよみがえることである。それによ  
て Blackstone の立言に含意されていた動産  
奴隸とのつながりをたちさることができる。19  
世紀に盛行した若えに Blackstone をひきつ  
けることができる。しかし我々は若様にたい  
して財産権を有するという表現に固執して、  
そこには master-servant 関係の本質が少  
そんでいるとは、若えてみた。<sup>(349)</sup>

E. Bacon が servant の契約上の行為にた  
ずる master の責任を論じる際に用いた、

servant の行為は master の行為であるといふ命題と、Blackstone が master の第三者への権利を完全に説明するものとした。master は servant の行為に財産権をもつとする考え方には、彼らにつづく法律書においても、master と servant の第三者に対する権利と責任を説いたための貴重な概念装置となつた。<sup>(350)</sup>

これとは異なつて、Spike は第三者に対する master の権利を、master-servant 間係において master が保護者あるいはパートナーの役割を与えられたことから派生すると考へた<sup>(351)</sup>。判例の分析から導かれたものは「難」の見解は、master-servant 間係がパートナリズムと親和的な関係にあることをよく把握してゐると言えよう。實際に、第三者に対する法律的関係としての観点からみても、master-servant 間係は、夫婦関係、親子関係と相似的な構造を有してゐると考へられるのである。

## X 第三者にたいする Master と Servant の権利

### [ A ] 務務の損失

A. Dalton は、人が他人の servant をそゝでゐるとは知らなつて雇つても罰せられないと、多該 servant の master から連絡を受けたのちも雇つづけるならば罰せられるとのべて、さらに現在では（制定法によつて、servant を雇ふ入れようとする） master は、servant が移動証明書をもつてゐるか否かに注意しなければならぬことつけ加えた。我々はこれによつて、17世紀初頭までには、第三者が他人の servant を雇ふ入れることに関する法が形成されていたことを知ることができる。しかしそれが制定法とは切りはなされて、ジョン・ローにおいて master に損害賠償請求権を認めるまでにいた。たものであつたかは

達がではない<sup>(352)</sup>。むろん残るが知りうるのは、17世紀になると、第三者が servant に暴行を加えた場合に、コモン・ローにおいて master が第三者を訴えることができたこと、そして master は訴答の中で、servant が負傷したために労務を失った旨とのべねばならぬとされていたことである<sup>(353)</sup>。master は servant が暴行を受けている場面に遭遇したならば自ら介入することもできたが、それだけではなく損害賠償も請求できたのである。

「私の servant が打撲された場合でも、暴行の程度がひどくてそのためには master がその servant の労務を失うことになければ、master は暴行にたいして訴訟を起せない。それにたいしてどんなささやかな暴行につけても servant は訴えることができる。その違へは、master は彼の servant の身体への打撲にたいして損害賠償をえるのではなくて、労務を失ったが故に賠償をえることになることにある。従ってそもそもの（暴行という）行為が訴訟の原因で

はなく、労務の損失がそれなのである。<sup>(354)</sup>

という説明は、この法の原則の17世紀初頭に  
かけて完成度を物語っている。

このようにして、コモン・ローにおいて第  
三者の行為によって servant の労務を失った  
旨 (per quod servitium amisit) を立て  
れば master が第三者を訴えることができる  
道がひらかれた。そして servant になされた  
不法行為や期間満了前に仕事をやめろと  
いう勧誘のために servant の労務を奪われた master  
も、第三者を訴えられるようになつた。<sup>(355)</sup>

それほどの範囲にわたり、Everard v. Hopkins  
(1615) では医療ミスにより一年の間 servant  
の労務を失った master が、あるいは Hodson  
v. Stallebrass (1840) のように犬にかまれ  
た servant の master が、また Martinez v.  
Gerber (1841) では、相手方の過失によ  
る交通事故にあつた servant の master が、訴  
訟当事者になつたのである。<sup>(356)</sup>

B. この種の訴訟の中で、servant を勧

訴えに訴職させて自ら雇、た第三者にたゞする訴訟は<sup>(357)</sup>、他人によつて娘を誘拐 seduction — 娘が男に誘惑される事 — さかつ父親(あるいは母親)への救済手段として用ひられたことによつて有名になつた。勧説や誘拐にたゞして訴が提起されるようになつても、依然として、その基礎が master の貴婦の損失を蒙つたことにあることに変わりはない<sup>(358)</sup>。従つて娘が誘拐された場合でも、貴婦を失つたニニによる損害がなければ、父親を master に、娘を servant に擬制することができなくなるから — 訴えることはできない。そもそも洋に親子関係が存在するといふことだけでは、娘の誘拐にたゞして父親が対抗手段をもつてはならぬから、だからこそ、このような master—servant 間係で展開した訴訟形式を借用する必要が生まれたのである<sup>(360)</sup>。

では娘の誘拐から生じる貴婦の損失とはどんなものなのだろうか。誘惑されて妊娠した娘の生産費用などのが救済法にもとづく親の扶養

義務の範囲内であるならば、親は自らの意思によらずとも費用を弁済しなければならない。

しかしこのような損害は、娘が劣務を失、たゞこれから生じたものではないから、親は自らの本費を理由として説惑した男を訴えることはできない。(361)。また娘が他人の下で奉公中に説惑されても、父親はそれによって劣務を失うのではないから父親には請求権が認められない。(362)。娘の説拐をめぐる訴訟では、むしろ、劣務の損失は、同居中の女房の女姫、立産、産褥によつて親が娘の劣務をえられたなにから生じるとされる。徒つて説惑されても女姫になければ、親は第三者を訴えることができない」とされることがあるのである。(363)

この他にも、娘の肉体的、精神的傷害によつても劣務の損失がおきるとされる(364)。のようにして娘の説拐に関する法が形成されていゝた結果、同じ劣務の損失をめぐる訴訟であつても、servant を勧誘して仕事をやめさせて雇、たゞへの訴訟と、娘の説拐にた

…する所れこは、訴訟を成り立たせたための要件に大きな違一がでてくることになつた。前者では、雇用契約が結ばれていなければならぬのが、後者では雇用契約の存在を原告が積極的に証明しなくともよいかわりに、娘の妊娠、病気といつた事実が存在しなければならない。

しかしそもそも法の主眼が、父親が娘の方猪を失ひ、たことの救済にあるのではなくから、方猪の提供が上記の事案のように明白に疑わしがつたうえ、方猪の損失が原告の訴答にのべられてゐなかつた場合などそのそつぱ、法廷は娘が實際に父親にたいして方猪を提供したことの証明をきびしくは要求しなかつた「お茶をたてる」とさえも方猪行為であると…うる」と首席裁判官 Abbot 郡はのべたのである。<sup>(366)</sup> さらに、Mauder v. Venn (1829) で、Littledale 裁判官が實際の方猪の証明を不要とする理由として、そつぱなければ上流階層の娘の誘拐にたいしてこの法の

原則を適用できなくなるとのべたことは、  
master-servant 関係の存在することが法技  
術上の要請にいたすべきなくなる、て、るることは  
如実に物語、て、る。<sup>(367)</sup>

このように実際の労務の提供の事実が法廷  
で重要視されなか、たことは、通常の master  
-servant 関係についても、servant の master  
の control の下にあることが重んじられて、  
servant は必ずしも労務を提供しなくとも関  
係は成立することされたことハラレルである。<sup>(368)</sup>

娘の誘拐に関する法は、master-servant  
関係について展開した法の原則を、娘と父親  
の間に応用したものである、たが、一旦、娘の  
誘拐に関する法が確立すると、今度はそれが  
本来の master-servant 関係にも反射して、  
servant の誘拐事件にも適用された。<sup>(369)</sup>

またこの法は血縁のない養子や伯父姉妹の間  
係にも適用され<sup>(370)</sup>、さらに両親のかわり  
となつているもの in loco parentice も親と  
同様に請求権があるとされていく。<sup>(371)</sup>

このような servant の勧誘 enticing away にたゞする法と娘の誘拐への法的救済における平行関係は、第三者による servant にたゞする不法行為と娘にたゞする不法行為においてもみてとることができる。Randall v. Stevens (1853) は、被告の行為によって原告の娘が傷害を受けたために、原告が義務の損失を理由に訴えた事件である。ここでは娘が近隣の借地農に雇われていたにもかかわらず、毎晩帰宅して家事を手伝っていたことから、娘は原告の servant とされて、原告に損害賠償が認められたのである（372）。これはすでに servant について認められていた暴行にたゞする master の損害賠償請求権と、父と娘の関係にも認めた例である。

C. 就業中の servant や徒弟に仕事を去ったり雇用契約を破るように勧誘することや、仕事を放棄した servant を雇つけることが不法行為として訴訟の対象となってしまった根柢はどこにあるのだろうか。訴訟が制定法によ

るものであるならば、このような疑問は生じない。そして確かにこの訴訟は古くは制定法にむとつて提起されたのである。しかしやがて制定法との関連が問われなくなってしまった時<sup>(373)</sup>、この問題は法廷を悩ませた。コモン・ローの上では、通常、第三者が契約の一方の当事者をそそのかして契約を破らせたとしても、他方の当事者は契約の相手方にたゞしてだけ損害賠償を求めることができるにすぎないのである。従って master が servant をそそのかして雇用契約を破らせた第三者を訴ええることを、法廷は新たに理由づけなければならなかつたのである。

訴訟形式に関する議論は、この問題に一テの解決の道を示唆してゐる。娘の誘拐に対する訴訟形式が間接的な権利侵害に対する端合訴訟 action on the case であるべきか、直接的な暴力による権利侵害にたゞして損害賠償を求める侵害訴訟 action of trespass なのかにつれての法廷の判断は、長く同一定

ではなかった。Chamberlain v. Hazlewood(1839)によって原告は、被告の行為による直接的な権利侵害にたいする侵害訴訟か、間接的な擅用にたいする場合訴訟のどちらか一つを取ることができるとされて、これが確立した原則となつた<sup>(374)</sup>。しかし古くは、労務の損失にたいする訴訟形式は侵害訴訟である。その場合、首領に master は servant の労務にたいして財産権をもつてゐる考え方があり、だと想定するのは無理ではない<sup>(375)</sup>。

master は自分の財産を侵害されたために、第三者を訴えたのではないかたどり得か<sup>(376)</sup>。

しかしこのような訴訟の背景にあつた考え方などといふと消えていくと、どうして侵害訴訟がなされたのか、ひいてはどうしてこのような

訴訟が可能であるのかが人々にはわからなくなつていく。すでに Woodward v. Walton(1807)で、首席裁判官 Mansfield 郡は、servant が解かれて労務を失つたとして master が訴を提起することについて、master にた

する直接的な権利侵害がないのにどうして侵害訴訟が可能なのか困惑しているのである。

さらに興味深いことは、奴隸をめぐる訴訟の中で、この種の master の第三者にたいする訴訟の根柢が検討されたところである。議論の多くは、ここでも、暗黙のうちにではあるが、servant の義務にたいする master の財産権を想定していた。Chamberlain v. Harvey (1696) は、西インド諸島からイングランドへ運ばれてキリスト教徒となつた黒人奴隸が第三者によって捕えられても、master が侵害訴訟を起こすことはできないと判示した。

なぜならばイングランドでは人は他人の person にたいして財産権を主張することができないからである。これにたいして、判決理由の中では、傍論として、徒弟が捕えられた場合には per quod servitium amisit ともって訴答をはじめならば、侵害訴訟を起こすことができるとした (377)。この対比を行なつたので、裁判官は、property in the person

of another と property in the service of another の区別をたててている。法は前者については否認する傾向を示したが<sup>(378)</sup>、後者は容認した。経済学が労働者と労働(労働力)を分離させたのと同様に法においても、person と service が対比されているのである。経済学的把握がしばしば労働者の自己労働への財産権から議論をはじめ、法が master の servant の労務についてする財産権を前提しているという違いにもかかわらず、両者はともに労働を労働主体から切りはなして論じる二事ができるとした。その限りで両者は共通点をもっていたのである。

法が一人の人間の person と service を別のものととらえたところに、奴隸の存在が法の上では否定的な扱いを受けたのにたいして、master がその労務についてして財産権をもつような servant の存在が積極的にとらえられた根柢があった。しかし person と service をこのように整然と区別することが、すべての

法律家によつて素直に受け入れられたつゝで  
いたのではなかつた。 Lumley v. Gye (1853)  
では被告側弁護人が、 servant の勞務を失,  
したことに対する訴訟は servant が master  
の財産であるといふ前提にたつてて、奴隸  
制にその起源をもつてゐると主張して、 property  
in the person と property in the service  
とを分けることに疑問を呈したのである。  
(379)

Forbes v. Cochrane (1824) は、スペイン  
領東フロリダのフランテーションの奴隸が被  
告の勧誘によつて逃亡し、被告によつてかく  
まわれた事件である。すでに、 Butts v. Penny  
(1677) によつて奴隸が認められてゐる国一  
ニの事件ではインド一では異教徒の奴隸に  
たつする財産権が成立するから奴隸について  
の横領訴訟 trover も認められるとされてい  
たために、この事件でも同様にして横領訴訟  
が認められるかが争われた。法廷は当該奴隸  
が原告の所有にあるものなきを被告が示さ  
れることができなかつたといつて理由と、 Somm-

ersetts Case (1772) で確立した英領植民地の奴隸がイングランドに上陸するや自由になると、う原則の適用によって、原告の請求をうけたのである (380)。このように産業革命期になると、奴隸を雇うと自らかくまうことにつれて法は寛大となるが、他人の servant を雇うと、辞職させて自ら雇うことは擅言賠償請求の対象となうると、うコントラストがますます鮮明になってくる。それはこの時期の社会の性質を何よりも雄弁に物語つてゐるのである (381)。このよう master の第三者に対する請求は、しばしば判例や法律書によつて、master が servant の義務につれて財産権をもつことに根拠があるとされた。しかし 19世紀中葉の Lumley v. Gye は止めとする判決は、このような古くからの考え方とは全く異なつた理由で、master の第三者への訴訟を根拠づけた。不法行為の結果他人の権利を侵害したものにたいしては——それを直接にいたものを（ここでは雇用契約を

破、た servant)訴訟当事者としないことも——訴訟を起すことができるという新原則たてることによつて、masterは契約の相手である servant以外の第三者も訴えられることにあつてある<sup>(382)</sup>。これは、義務にたゞする財産権や制定法による説明の仕方とは違つて、master—servant 関係以外にも広く適用する法の原則を設けることによつて master の訴権を認めようとするものであつた。そしてこのことはさらに次のような結果をもたらすことになつた。即ちこの原則によつて通常の契約関係でも第三者への訴訟が認められることになつたために、通常の契約関係と雇用関係の大きな違つがどうのそぐわて、master—servant 関係を通常の契約関係と同様の契約関係としてうえることが可能となつたのである。

D. master—servant 関係が社会の基礎的関係であつて、そこに社会存続のカギがおがねてゐるならば、社会を維持すると、う觀

点からは、雇用関係のきづなを打ちきらせて他人の servant を自ら雇うことは、単に私的な争いの次元にとどまらず公的秩序の侵犯となるだろう。かつて制定法がこの領域で力を振って以降には事態の公共的性格はあきらかである。コモン・ローがそれを私法上の争いとしたにもかかわらず、servant に義務を放棄するように勧説することは犯罪であるとする意見がなくなってしまったのではないか。R. v. Daniel (1704) において首席裁判官 Holt が、servant に仕事をやめるよう勧めるることは master に対する私的権利侵害であるから、犯罪手続である正式起訴の対象とはならぬとの判断を下したのにしたがって、Powell 裁判官はそれを正式起訴しうるものとした。その理由は、彼によれば、「従業者と servant を規制する多くの制定法が存在しており、それらに違反することは正式起訴に値することである。なぜならば、彼らが良き秩序の下におかれていなければならぬ」と。

うことは公共の関心事であるからである。人が他人の妻を説き伏せて夫のもとから去らせるることは、今回のことと比べてより公共的性質があるとはいいがたいのにもかかわらず、人類の共同のつながり the common society of mankind とこわすものとして正式起訴の対象となるのである。本件は master と servant の間にかかるべき公共の信託と信頼とは少くすす傾向にあるのである(383)。」 Powell 裁判官は、master—servant 関係は、夫婦關係と並んで單なる私的關係ではないことをそれへの第三者の介入が正式起訴に値するものであるという形で表現したのである。

E. 第三者が他人の servant を勧誘して自分で雇つたために不法行為に問われた際に、servant と原告は master—servant 関係になければならぬ。しかし、後半になるとこの場合でも servant の一身専属性は必ずしも要件ではないとされるに至つた。Rist v. Faux (1868) では、誘拐された娘は農業日雇として

て被告に雇われており、家事に従事しえる時間はたゞだか午後6時から朝の7時までであつた。しかし法廷は娘が父親の servant であることを認めて、父親の勝訴となつた。<sup>(384)</sup> この判決では娘は二人の master の servant であることが確認されているのである。このように娘の誘拐事件に際して master-servant 関係の法理を適用することによって親の損害賠償請求への途をひらく方法は、娘が父親の servant であることを名目的にではあれ主張する傾向を助長し、その結果として servant は一人の master にだけ雇われるという servant の一身專属性の原則の解体に一役買うことになつたのである。

では娘が父親の servant であるとするならば、両者の間には雇用契約が存在するのだろうか。1867年に至って Evans v. Walton で被告側代理人がとりあげるまでは、長、問だれもこの根本的問題に触れようとはしなかつた。この事件では、被告側が次のように問題を提

としていた。誘拐されて、被告と短期間同様した娘は姫嫁もせず、病氣にもなっていないのであるから、娘の誘拐に関する法理による限りは、原告側は訴えることはできないはずであると。では本件にたって通常の servant の勧誘に関する法理は適用されうるのであるが、しかしそのためには雇用契約が親と娘の間に結ばれていないければならぬ。娘の誘拐に関する訴訟では雇用契約が存在することの証明を求められながらても、servant の勧誘をめぐる訴訟では雇用契約の存在を立証しなければならぬからである（385）。このように議論を進めて被告側が本件では雇用契約は存在せず、従つて訴訟は成立しないと主張したのにたって、法廷は、娘は事実において父親に労務を提供しつづけているのであるから、そこには雇用契約の存在を推定することができるところとした。そしてたゞえ娘の姫嫁などによる労務の損失がなくても被告の行為によつて雇用契約が中断されたのであるから、

原告は訴を提起できることという判断を下した。このようにして雇用契約は名目的なものになつていたのである。

娘の説得をめぐる法理はそもそも servant の勧誘に関する法の原則から派生してきたにもかかわらず、独自の原則を発達させていた。しかしこの Evans v. Walton では、Willes 裁判官が、「家族にかける父親は、彼の娘が義務感と子としての感謝の念から彼に対するこれらの服務 service についてみるならば、通常の master と同じ地位にたつている」と述べたように、それはまた servant の勧誘の法の原則に取扱つてへく傾向を示している。<sup>(386)</sup> そしてその過程の中で、servant の勧誘に関する法においても雇用契約そのものが漸次的で役割しか与えられなくなつたのである。

Lumley v. Gye (1853) は、servant の勧誘に関する法が発展した結果、法廷はもはや servant といふ身分自体を不要にするに至つたことを示してゐる。劇場での上演を約束し

た俳優が第三方の勧誘に応えて別の劇場に出演したこの事件では、当該俳優が原告と master-servant 間係にあるとは訴答へのべられていないが、そのためには、果して servant の勧誘に関する訴訟として扱われるのかが問題となる。法廷の多数意見は、俳優が厳密に master-servant 間係にはなくとも、劳务を提供するという約束があるならば、第三方が servant を勧誘して雇入めたことにたいする法の原則を適用できると判断した<sup>(387)</sup>。この立場から、contractor も世人にたいして一定時間 労務を提供する約束をしていろのであるから、servant と contractor の間に一線を画す必要がなくなつて、両者ともにこの訴訟にないむことになる。この事件でさらに興味深いことは、Coleridge 裁判官が少数意見の中で、問題となつている法の原則は労働者規制法にはじまるのであるから、法の原則が適用される servant の範囲は労働者規制法の対象とする mechanics and labourers in husbandry

に限らざるべきであるとのべたことである。<sup>(388)</sup>

この考文は訴訟の適用範囲の限界と云う点で

は Taylor v. Neri (1795) での法廷の判断

に近がつた。 Taylor v. Neri は、オペラ劇場

の歌手が暴行を受けたことに因つて劇場の

支配人が、歌手の音籍を失つたとして損害賠

償を求めた事件である。ここでは、法廷は二

の種の訴訟は室内奉公人に関する場合にだけ

認められるという判断を示してゐたのであ

<sup>る</sup> <sup>(389)</sup>

。

このように娘の誘拐に関する訴訟では、父

親の賠償請求を認める目的で擬制的 master

-servant 関係を設定したために、従来 master

-servant 関係形成の要件とされてきたこと

からか、もはや要求されなくなってしまった。

同様に servant の勧誘に関する訴訟でも、法

廷は厳格な意味での master-servant 関係を

こえて法の原則を適用しようとし、このよ

うな第三者にたいする master の損害賠償を

認める法理の適用範囲を拡大して、こうとす

と流れの中では、訴訟の原点を14世紀の初期労働立法にまでたどって、適用範囲を限定しようとする Lumley v. Gye の学説意見は小さなくさずとなつて消えていくほかない。だが、皮肉なことに、現代になると法の原則を狭く範囲にとどめてがこうとする解釈が再び頭をもたげてくるのである。Halsbury's Laws of England 第三版は Taylor v. Neri の立場を採用して、第三者の不法行為によつて身体に侵害が加えられた結果者等を損失したという訴えは、家事としての家族構成員又は家内奉公人の場合だけに限られるとして、Lumley v. Gye などの判例を無視した。さらに同書第四版はこれをうけて、一般的には雇人が傷害を蒙ったことにつれて雇主は確実に侵害者に損害賠償金を請求できないとのべ、それへの例外として家内奉公人の場合をあげたのち、「家内奉公人が事实上消滅してしまつたのであるから、(この例外は)ほとんど重要性をもたない」と断定して、長い歴史を

生きのびてきた法の原則に死亡宣告を行つたのである（390）。

F. 他人の servant を勧誘して自ら雇入れることと、勧誘はなくとも、他人の servant であることを知りながら雇入れることの正別が、Adams v. Bafeald (1591) でなされ、勧誘なければ、master は第三者を訴えることはできないとされた。これにて、Blake v. Lanyon (1795) は、たとえ勧誘がなくとも — そして雇入れ時に他人の servant であることを知って、なくとも — 他人の servant である旨の通知をうけたあとでも雇いつづければ、当該 servant の master から訴えられると判示した（391）。この場合、すでに Sykes v. Dixon (1839); Pilkington v. Scott (1846) についてみたように、訴を提起しうるためには master と servant の間に拘束力があり強行可能な契約 binding and enforceable contract が結ばれて、なければならぬ。Lumley v. Gye (1853) や娘の誘拐

の法が示すように、第三者が servant を勧誘して辞職させて自ら雇入れたことにたいする訴訟では、拘束力のある雇用契約の存在の立証は必ずしも求められなかつたが、他人の servant を知らなつて雇入れた者にたいする訴訟では、拘束力のある雇用契約が master と servant の間に存在することが訴訟要件であるとされたのである。<sup>(393)</sup>

G. 労務の損失にたいする賠償金として、娘の誘拐の場合には、親の精神的損害にたいする賠償金が認められた<sup>(394)</sup>。これにたいして通常の servant の場合は、労務の損失によって生じた損害にたいしてだけ賠償金が認められる<sup>(395)</sup>。ただし、この労務の損失をどのようにとらえるかがしばしば問題となつた。Hambleton v. Veere (1670) は、徒弟が徒弟契約期間の中途中で被告の勧誘によって辞職し裁判にかけられた場合には、陪審は賠償金として期間満了時までの労務相当部分を認めることができるところかといふ問題を提供

いた。被告側代理人は、徒弟は判決後に再び以前の master のところに戻って働くのであるから、も(これを認めると master は徒弟の労務から二重に利益をえてしまうことになら)、まして戻った徒弟が期間満了前に死亡したならば、master は労務がなされなかつた部分までも賠償金をえる結果となると主張し、法廷もこれを受入れたのである。<sup>(396)</sup> Hambleton v. Veereでは長期の契約期間の servant の労務の損失が扱われたのにたいして、Gunter v. Astor (1819) はこれとは反対に契約期間が短く、あるいは不確定な場合に、労務の損失が何を意味するのかという問題をなげかけた。ここでは、辞職した servant が個数復全で働くために、被告側は servant が午元にある、た仕事とかたづければ、ハツでもやめられる状態にあつたことを指摘して、賠償額は高い半日分の労務に相当する額でしかないと主張した。しかし法廷は、賠償額は servant が辞職することから生じた直接的被害だけに

限られるのではないと判示したのである。<sup>(397)</sup>

労務の損失に関する訴訟は次のことを明らかにしてくる。masterは雇用期間中のservantのすべての労務にたいして権利をもつてゐる。従ってその期間中はservantが第三者によつて雇われたのならば、masterはそれにたいして損害賠償を請求できるし、第三者の下でservantが得た利益を自分のものとし主張できるのである。<sup>(398)</sup> masterはservantの身体を完全に拘束することができないとても、servantの労務に関する事柄、とりわけ労務から生じる利益にたいして権利を主張できたのである。ここでは我々は、法律家によつてmasterはservantの労務にたいして財産権を有するといわれたことの、より具体的な内容を知ることができる。

娘の誘拐に関する法はmaster-servant関係において展開した法の原則の適用である。このことは広い意味での家族関係の法の形成

として理解されなくてはならぬ。古くは、master-servant 関係は、夫婦関係、親子関係と並んで家族関係の一環を形づくるものとされており、家長（それは夫であり親であり、かつ master である）の権威が、妻、子、servant に及んでいた。法はこの権威関係をやぶる者を personal injury を加えたとして、その不法行為を問う方向へ向っていった。<sup>(399)</sup> 妻を奪われた夫は、妻との夫の the society of wife を奪われた故も、<sup>(400)</sup> (per quod consortium amisit) servent を奪われた master は、夫婦を失った故も、<sup>(401)</sup> (per quod servitium amisit) 第三者を訴えることができた。その場合、master-servant 関係におけるまず展開をみた法の原則が、他の関係にも引きまれたようだ。これら三つの私的な関係に第三者が加えた行為にたいする法的救済は、おたかじに相似的な構造をもつことになるのである。<sup>(401)</sup> 終て、master-servant 関係で発達した法が大

婦隣係、親子隣係に適用されただけでなく、  
遂に、狹義の家族隣係について形成された法  
が、master-servant 隣係にもち込まれるこ  
ともおこなわれたのである<sup>(402)</sup>. Higgins v.  
Butcher (1606) は、このような法の展開の  
経路をよく示している。これは第三者の暴行  
によつて死亡した妻の夫が原告となつたのに  
つれて、妻が死亡した場合には夫に請求権  
がないとされた事件であったが、判決理由の  
中で裁判官は、servant が死亡した場合には  
master は訴えることができないと法を拡張し  
てみせたのである<sup>(403)</sup>.

### [ B ] Maintenance (訴訟援助)

通常他人の訴訟の費用を肩代りするなどして、訴訟を援助することは訴訟援助 maintenance ともみなされて不法行為とされた。しかし、master が servant の第三者にたいする訴訟に  
つれて援助することは許されていないのであ

3 (404).

### [ C ] 自己防衛

A. servant が第三者から暴行を受けた場合に master は介入してこの第三者に攻撃を加えることができるのだろうか。こうまでもなくこの問題は、master が暴行を受けた際に servant が相手を攻撃しえるのかと、うことされになつてゐるのである。

B. servant と master がモナコレ、第三者によつて相手に加えられる暴行を防ぐために介入できると、う原則を、古の法律書は介入した結果第三者が死亡した場合に罪に問われるのかと、やや極端な事例によって説明している。Hale によれば、暴行によつて死の危険にさらされた master を救うために servant が相手を殺しても、防衛殺人として刑罰を免除される。しかし、master がそのような事態に追ふられて、なんのために殺人を犯

せば、それは — servant に殺意がなくとも  
— 少なくとも故意 manslaughter とみなさ  
れるのである。通常本人にしか認められてい  
ない、自己防衛による防衛殺人が servant に当  
認められている<sup>(405)</sup>。ここで興味深いことは、  
同様のことが servant を防衛する master  
の行為にも認められて、まだけではなく、夫  
と妻、親と子の間にも認められて、ることで  
ある<sup>(406)</sup>。我々はここにも master-servant  
関係と家族関係の同型性を見ることができる  
し、正当防衛に限ってみれば、master と servant  
ある、は夫と妻は、それを対等に権利が認  
められて、ることを知ることができる。

C. servant に暴行を加えられた master  
に対する義務があることは、はやくから法の原  
則として受け入れられてきた<sup>(407)</sup>。これが  
たて master が servant を守ることがで  
きるかにつけては長、間確立した原則がなか  
つた。17世紀初頭の Seaman v. Cuppledick  
(1615) では、master の介入を認める立場で、

反対の立場の対立がみらむ。master の介入  
がなければ、彼は servant の義務を失うであ  
ろうと、いうのが前者の主たる論拠であり、そ  
れは、一見すると奇妙なことではあるが、「  
領主は彼の農奴を防衛することができる。な  
ぜならば、農奴は彼の相続財産であるから。」  
と、いう考え方によつて支持されていた。他方で  
は、servant が master を防衛するのは、彼  
の義務であるが、master には servant を守る  
義務がない、と主張された。ここで見逃すこと  
ができるな、のは、この事件について、かの  
Cook が master の介入を認める立場から、  
servant を動産と比べたことである。「もし、  
他人が動産を奪おうとするならば、それを守  
るために力を行使してもよい。」たゞして、  
も「人があなたの牛を打ちすえようとしてい  
るならば、牛車を守ることは正当である。ま  
た同じように自分の息子や servant を守るこ  
とができる。勿論、彼らのために治安を乱し  
てはならぬのであるが、他人が servant

を襲、夜暗、彼をほが、ておくつもりでない  
ならば、servant をさう、襲へかか、た人を  
打つてもよいのである(408)。」この説明  
は、servant の債務を失う事態を防ぐために、  
master は介入してもよいとする考え方さらには  
括りさげたものであり、master は servant の  
債務にたいして所有権をもつていろとする見  
解とも重なり合う。しかしそれはさらに重大  
な——そして master—servant 間の基礎を  
探ろうとする者には魅力的な——意味を含む  
でいるように思われる。もしも、Cook のよ  
うに servant を動産として、家畜と同類とみなし  
て議論を進めることができるならば、そこ  
には servant と動産奴隸を区別するものは何  
もない。である。Cook の議論が、servant を  
奴隸と考えることの上に立ち、ていたこと  
は、自由の擁護者として Cook を称揚した人  
々は知っていたのだろうか。

Seaman v. Cuppledick では找く master  
の介入を支持する議論の中に、master—servant

関係の法的淵源とこの関係の性格を示唆する二つの見解が、並んで表明されてゐるのも事実である。一つは、master-servant 関係を領主一農奴関係と重ね合わせる説論であり、もう一つは master-servant 関係の根底に master-slave 関係が横たわってゐることを指示してゐるものである。

つづく、Leewerd v. Basilee (1695) では、法廷は Seaman v. Cuppledick とは異なり、判断を示した。servant は master を防衛するためであれば、雇主を襲撃、他人間に威力を振ふるうが、master は servant のために彼を襲撃、たぐに力を加えることはできない。なぜならば、雇主は servant の義務を失つたことになり、訴訟提起できるのであるから。<sup>(409)</sup>

しかし、この問題にたいする法廷の態度は、Ticket v. Read (1773) でまたび変化した。首席裁判官 Mansfield 御の示した判断は、Leewerd v. Basilee の判決が最終的なものではなかつたことを明らかにしてゐる。この事

併て江戸すべきは、servant を援けた master を弁護する側から、master & servant の義務における相互性が主張されたことである。[ master & servant の義務は相互的 reciprocal である。もし servant が master にたいして訴訟と賄従の義務を負っていふならば、master は servant にたいして保護と防衛の義務を負うのである (410)。] しかし Hale のように、master の防衛義務にたいして servant の防衛義務を付置することができるとならば、この主張のように、servant の訴訟・賄従義務と master の保護・防衛義務との間に相互性を見出す見解の妥当性は疑わしくなるのである (411)。

#### [D] Servant の権利

第三者の不法行為によつて servant の義務を失つた master は第三者を訴えることができる。しかし、たゞ元第三者が master への

義務に違反した結果 servant が損害を蒙ったとしても——その第三者が servant にも義務を負つて、いかなく限りは（412）—— servant は第三者を訴えることはできない。Winterbottom v. Wright (1842) では郵政長官に郵便馬車を提供することを契約した被告にたいして、郵便馬車を運転する契約によつて郵政長官の servant になつた原告は、馬車の欠陥による損害を理由として賠償をえることはできないとされた。契約違反によつて生じた権利侵害においては契約当事者のみが訴えることだけであるといふ一般的原則がここでは適用されなかつてゐる（413）。Priestley v. Fowler (1837) の場合と同様に首席裁判官 Abinger 卿は、少くこのような訴訟が認められるとするならば、馬車が事故を起した時に、駕者だけではなく乗客や通行人までが、馬車の提供者に損害賠償を請求できることになつて、「最もばかりか」かく腹立つ結果が経ることなくつづく」と考めたのである（414）。

## XI 第三者にたゞする Master と Servant の責任

### [ A ] Servant の権限

A. servant に master はいかなる契約締結の権限を与えているのかという問題、即ち、servant のおこなった行為のうち master はどこまで第三者にたいして契約上の責任を負うていいのかということは、master-servant 関係、husband-wife 関係のように権威関係でありながら、関係の両項が同一の利害で結ばれて、これを主張する私的な関係に、たえずつきまとつて問題領域である。Nickson v. Brohan (1712) はこの問題の所在をよく示している。ここでは master の命令に反してなされた servant の行為が、master を拘束するかが争われた。servant が命令に違反したこ

とをとりあげて master には責任はないとする見解にたって、法廷は、servant は master のために仕事をすることで彼から全般的権限と信用を与えられてゐるのであるから、servant の行為は master をしばるものであるとのべた。servant が命令に背いて行動しても master に責任が求められた理由は、servant が命令に違反したことと第三者が知りえないということにあった。「もし (servant の) 全般的権限が master と servant 以外の者には知られず、特別の指令や命令によつて中断されるならば、master との直接的取引以外の取引はなくなりてしまうだろう (415)」。」 第三百、即ち master と servant 以外の人々の期待を裏切らぬようには master と servant の関係は規制されねばならぬのである。そしてそれは master が責任を負うという仕方でなされたのであり、法廷は master が servant から損害賠償を受けることを認めなかつた。

しかし、二二二に表現されているより大きな

問題は、servant o' master の固有実現のための手段であるときにも、servant が自己の意思と目的を持ちつづけることをやめさせることができるない、という、master—servant 間の核心にせまる問題である。servant の権限に関する法は、servant の道徳的性格を強調するにハテナリも、むろ servant o' master とは別の人格であることを前提とする立場であるのである。

B. 19世紀中葉に Smith は master から servant に与えられた権限内で結ばれた契約が master を拘束しないとして、権限がいかなるものであるかを論いた(416)。しかし一世紀後の Diamond での叙述は Smith 以降は法律家の考えに変化があったのではない、かと疑わせるに足るものである。彼によれば、servant は master の命令に服するものであるから、本来は servant が master に代わって法律行為を行ふ権限はないはずである。たゞ master の命令があつた場合には servant

は master を代理する権限を与えられる<sup>(417)</sup>。

ここでは servant が master のために契約を結ぶことが彼の通常の職務のうちにあるとは考えられていい。servant の権限に関する Smith と Diamond の表現の微妙な差には、現代に近づくほどの法は servant の権限を狭く限らずしていいとするのではないかという印象を我々に与える<sup>(418)</sup>。

Bacon や Bird は「servant の行為は多くの場合に master の行為とみなされる。それは master と servant の間に存在する関係から生じたものである。なぜならば、旅宿に泊ならばたゞわしも自分のことは自分でしなければならないが、法の好意と寛容によつて人は自分のために行為するようにして他人に委任することができるのである。従つて彼は少なくとも私法上は代理人 substitute たりて責任を負つてゐるし、権限に従つて servant の行為は master の行為とみなさうる<sup>(419)</sup>」とのべて、master の不法行為上の責任と契約

上の責任を説明した。ここでは master の責任が master-servant 間係に根ざしたものと考えられて、ことに注意しなければならぬ。servant が単なる代理人であるならば、彼には master を拘束するような契約を結ぶような権限は手之られなかつたであろうと、Spike の考え方、master の責任——とりわけ契約上の責任——の根柢を master-servant 間係そのものに求めたものと解することができる（420）。しかし 19 世紀末の MacDonell によると、これは反対の見解が表明されてゐる。『master と servant の間係は後者に前者を拘束するような権限を与へはしない。むしろ servant は彼に割り当てられた特定の義務から契約にて master を拘束する権限を導き出すことができる』（421）。つまりは master-servant 間係そのものが master の servant にたいする責任を生みだすとはみなされていないのである。それが servant の行動にたいする master の統制を一層強める方向にあるものである。

とは言うまでもない。

C. Chitty と Smith には見出すことのできる二つの見解の相違がある。Smith は master が servant の結んで契約に責任をもつとする法の原則は「本人と代理人の一般法に根ざして」というよりもむしろその基礎である<sup>(422)</sup>。このべて、若使關係法が代理に関する法の展開を促進した面を強調した。これにたいて Chitty の『契約論』では、本人一代代理人の法の一環として master の責任が論じられてゐる<sup>(423)</sup>。Smith がこの法の領域が歴史的に形成されていく過程において master-servant 関係の界した役割をよく把握してそこに力点を置いたのにたいして、Chitty は契約法が一元の完成をみて本人一代代理人の法がまとまりてきた階級での法の構造をよくなさえているようだと思われる。両書にみられるように形成過程では master-servant 関係の事例が本人一代代理人の法を形づく、たるもの、代理の法が自立して独自に發展をとげていくよ

うになると master の契約上の責任に関する法もそれに包摂されていくのである (424)。

servant の権限の範囲を論じる際に、法廷においても法律書でも全般的権限 general authority と特別権限 special authority の区別がなされ、それに対する全般的代理人 general agent と特別代理人 special agent の区別がおこなわれた。Chittyによれば、master から全般的な裁量と権限を与えられて、master の仕事について全般にわたって master のために行動するのが全般的代理人であり、それに対して特走の目的のためにだけに雇われるのが特別代理人である。特別代理人の権限をこえた行為に master は責任をもたないから、このような代理人と取引するものはその権限をただつかめなければならぬのである。

この定義では全般的権限は広く範囲にわたる無限的な権限とされる (425)。これに反して Smith は全般的権限は無限的な権限のことではなく、ある事柄を何度も繰返してみしな

える権限であつて、特別権限はそれを特徴の場合に一回だけできる権限であるとみなしたのである(426)。

本人一代代理人関係が成立すると、う点でも master-servant 関係と家族関係は共通して、妻は夫の代理人となることができた(427)。ただし master-servant 関係とは違つて夫と妻は法的には同一の人格とされていたことには注意さねばならぬ。興味深いことに、本人一代代理人の法がまだ master-servant 関係の法のうちには理め込まれたままであり、た時期に、妻が夫の代理人になるということが妻が夫の servant にならうると、うように表現されたことである(428)。そこでは servant と代理人は同義である。我々は Chitty の契約法山が「妻の夫の代理人もしくは servant」として行動するといふ役割へのべたことも、その痕跡をみるにこぎでさる(429)。

D. servant の権限に関する判例は古くから存在し、17世紀末までには、今日でも通用

して、あるへくつかの法の原則の成立をみた。

Law of master and servant のうちコモン・ローが枢要な役割を果してゐる領域のなかでも、角解雇、賃金に関する法が産業革命期に大きく成長をとげていたのに比べて、servant が master の代理人としてもつ權限をめぐる法は、それ以前にはほぼ完成されていたのである。この法の原則のうちでまず注目すべきは信用買に関するものである。

1690年に Holt 裁判官はある事件にたいして、「もし人が自分の servant に、現金で肉やその他の物を買わせてへるならば、servant が料買へたとしても master は支払責任を負わない。」しかし、servant が通常 master のために料買へをしてへるならば、たゞえ servant が master の命令なしで買、た場合でも、商人から信用を与えられたのは master なのであるから、そのものにつれて master は支払への責任を負つてへる(430)」、といふきやめて簡潔でしかも一般的な判断を下し

た。一見したところ、ここでは、現金取引と  
信用取引の違いが問題になつてはゐない(431)。  
しかし、その背後には、servant  
が master の代理人となるところから生じる  
危険負担の問題が横たわつてゐる。取引の相  
手方は、代理人としての servant に対して、  
それがも本人自身と取引してはように行動  
せざるをえない。他方 servant が自分に課せ  
られた代理人としての役割に忠実であるとは  
かぎらない。権限にもとづかない代理人の逸  
脱行為は、本人一代理人關係が異なった意思  
をもつた二つの人格を、同一の意思で結びあ  
わせようとすることからさけがたく生じるもの  
であろう。有権代理と無権代理を厳格に区  
別する手段は相手方には与えられてはゐ  
ないことは、代理人の過去の行動を手がく  
りとして、代理人に逸脱があるかどうかを推  
測することだけである。取引をまがされてい  
る servant の無権代理行為の中で本人である  
master もしくは取引の相手方に損害を与える

のは、上述の判決理由にみられるように、①通常現金で取引をしてながら、servant がその現金を横領して、信用取引した場合と、②普段から信用取引をしていて、servant の私用のためにこの信用取引を利用した二つのケースに限らねる<sup>(432)</sup>。両者のうちで、相手方がそれまでの servant の行動に照らして無権代理行為であると疑うことができるのは、前者の場合しかない。いえれば、取引の相手方は、後者においてだけ完全に無防備なのである。一方、本人である master は両者にたいして無防備である。したがって、前者については、業者の側に責任を負わせやすく、のにつれて、後者については、だれに危険を負担させるかはも、ばら政策—Public Policy—にゆだねられるべきことからになら<sup>(433)</sup>。master—servant 関係に新たな緊張が生まれることよりか、商取引の円滑な進行がそこなわれるこことを一層恐れてか、法廷は、この場合に、業者よりも master に責任

を負わせることとした<sup>(434)</sup>。このように、1690年の事件以後の一連の判決は、危険負担を決める際の判断基準を、相手方が代理人の無権代理行為を判別し得る手がかりを与えられていたがに付いて、①と②との間に一線を引いていた。

しかし、①の場合の、特殊な事例にあたる、masterが通常物品の購入や償仕事のためにservantに現金を渡して、たにもかかわらず、servantが信用取引きを行ふ、しかもその取引がmasterの便益のためになされた場合には、法廷は長一間全く別の根柢にもとづいて、masterの責任を認めてきた。Precious v. Abelでは、「もしservantが買つたものが、masterの使用するところとなるならば、それにつきする支払いがなされてゐるかどうかを、masterはみとけなければならぬ、はずである」として、受益者であるmasterが責任を負うべきであるとした<sup>(435)</sup>。これが1690年判決とそれにつづく判決とは相違点な

いものであることは明白である。ここに表明された考え方が、表現代理をより狭く適用しようとする解釈を通じて捨て去られたのは今世紀になつてからである。それまでは、この考え方が採用されつづけることによつて、結果としては、masterはより多くの、そして業者はより少な、責任を負うこととなつた。ここに従う master は主として家内奉公人の master であつて、資本家との master ではないと想像される。

1690年の判決では、「servant が通常 master のために掛買へをして「るならば」という条件のもとに master の責任がかかるたのにいたして、すこし時代が下がると、masterは、ひとたび業者との取引にあつて servant が掛け買へすることを許すならば、たゞえ二度目の取引では現金決済を望んで servant に現金を渡したとしても、その現金を横領して信用取引を行なつた servant の行為にいたして責任をとらなければならなくなる（436）。

このようにして、1690年にはほぼ完成された形で提出された法の原則は、その後、master の責任の範囲がひろがる形で修正されてい、た。

このような信用取引と現金取引に関する数多くの判例は、master から職務に関する全般的権限を与えられた servant (general agent) の行為にたいする master の責任の中でも最も重要なものである (437)。

master は servant を代理人として信用取引を行なおうとする際には、それを servant に命令するだけでよい。しかし、一旦信用取引が開始されると、相手方の業者は servant が信用取引の権限を与えられているものとして行動するのであるから、servant に代理権を与えた旨の表示を master が撤回しようとする意思が当該の業者に伝わらない限りは、master は servant と業者の取引に責任をとりつけなければならぬ (438)。このようにならへん態度をとつづけた法廷も、master が

う商人宛になされたる信用取引をやめる旨の告  
知については、後年、masterについて寛大  
になつた。 Stavely v. Uzielli (1860) は、  
たとえ master から商人にたいして具体的に  
代理権の撤回の表示がなされなくとも、状況  
からみて、servant には信用取引の権限がも  
はやないと商人が考へていたと判断されるな  
らば、master には責任がないとした。<sup>(439)</sup>

E. 信用取引に関する法の原則は、master  
から servant へ契約を結ぶことに関する默示  
の権限が与えられてゐると、う考へにもとづ  
いて展開していく。それである限り、master  
を拘束するような契約締結の権限が信用置、  
以外の領域にも広がつて、たゞとは容易に  
予想しえる。をかでも Southern v. How (1617)  
のように契約締結時に servant が保証 (warranty)  
を与える権限があるのかと、うことがはやく  
から問題となつた。<sup>(440)</sup>

Fenn v. Harrison (1790) や Alexander v.  
Gibson (1811) では、馬の販売をまかされて

いた servant には馬が健康であると保証する  
默示的な権限が与えられてゐるとされた。<sup>(441)</sup>

servant に与えられた馬を売る権限は、その  
売買に附隨するすべてのことをする権限を意  
味すると考えられたのである。したがって  
master が servant に保証してはならない命令  
いたとしても、servant が禁を破りて保証し  
たのならば master はそれについては責任を  
負わなければならぬのである。その理由は、

「servant は彼に与えられた全般にわたる權  
限の中で行動しておき、公衆が master と  
servant の間の私的な会話を知りうるとは考  
えられないから」である。<sup>(442)</sup> このように  
servant が欺いたときに master がその責任  
をとるべきであるかということは不動産取引

<sup>15</sup>  
をめぐる訴訟でも問題となつた。また Prescott  
v. Flinn (1832) では小切手を振出していた  
事務員がかつて裏書きをしたものがあれば彼  
は裏書きをする権限をもつてゐるとみなされ  
うるとされた。<sup>(443)</sup> このような servant に

よる保証を master が禁じようとするならば、  
信用取引の場合と同様に、その旨を世間に知  
らせなければならぬのである。

17世紀末までは、物品を販売する権限（  
あるいは注文をとる権限）を与えられた servant  
はその代金を受けてとる権限も默示的に与えら  
れていたと、いう法の原則が確立していた。<sup>(444)</sup>

しかし Puttock v. Warr (1858) や Drakeford  
v. Piercy (1866) は販売する権限を与えら  
れていた代理人は、特別の権限を与えられて  
いない限りは、支払うを受取る権限をもって  
はいけないとした。servant に代金を払った相  
手方が代金回復の訴を提起した master に対  
抗できるのは、servant に明示的に代金受取  
りの権限が与えられていたか、master が禁反  
言によりて代金請求の訴を起こせない場合だ  
<sup>(445)</sup>。この変化は master の  
利益の一層の保護という結果をもたらした。  
その場合の master が商取引に従事している  
——従つて資本家でもありえた——ことに目

か向けられなければならない。すでに述べた  
ような室内奉公人の master が 19 世紀を通じ  
て servant の無権代理行為に及んでとらさ  
れた責任と比べると、master の利益の保護  
という観点からみたとき、両者はまさしく照  
的である。

Drakelford v. Piercy に示された原則を徹  
底させたとすれば、それは master の利益を  
保護することにはなっても、他面では済滑な  
商取引を阻害することになりかねない。Barrett  
v. Deere (1828) は、被告が原告である商人  
の会計事務所に支払ひに立ちもひいて会計係と  
おぼしき人物に支払ひを済せたところ、あと  
になつて事務室にはかかる人物は雇われてお  
らず商人は金を受け取つていいことが判明  
したという事件である。首席裁判官 Tenterden  
卿が「購入者が販売者の事務室に金をとつけ  
て、そこで一金を受け取る権限が実際にお  
るかというかにいかわりなく一業務をまかさ  
れているようにみえる人物に金を払うことか

もし充分ではないのならば、このような高亮の場での取引は不可能になるだろう。債務者は、商人が店内を統制しているから彼の許可なしで店内に立入って仕事を妨害するものと認めではないと考える権利がある（446）。このべたことによつて、masterの利益に著しく傾きかねないバランスが多少とも平衡を保つえたのである。

Richardson v. Cartwright (1844) では、職人頭が製材所の所有者の明示の命令なしに第三者と結んだ製品供給契約の効力が争われた。被告の所有者側から、職人頭はこのよろ契約を結ぶ全般的権限も本件の契約を結ぶ特別の権限も与えられていないという主張がなされたが、法廷は職人頭には全般的権限が与えられていて契約は有効であるとみなし（447）。このようにして、IばIばservantが職務遂行上の権限をそのつど与えられているのでなければ、彼には職務上必要な権限のすべてが与えられているとみなされ

るにいたつたのである。しかしこのことは servant に無限達成権限を与えたことは意味しない。あくまでも「特選の目的のための代理人の雇主は、通常の状態の下でその代理に必要な権限のみを与えて、<sup>(448)</sup>」ことに注意されなくてはならない。

如上の考文は、master-servant 間係を見て本人一代理人間係の法の原則として展開していく。ここに我々は、Smith がいうよくな、master-servant 間係の中で形作られた法の原則が本人一代理人間係の法の発展を促した面をみてとることができさる。Pickering v. Busk (1812) は物品を仲買人の名義で登録したといふことは、本人が代理人である仲買人にそれを売る默示の権限を与えたものとみなすことができるとした<sup>(449)</sup>。信用票の場合と同様に法廷はそうしなければ商取引が困難になることを恐れたのである。

F. しかし servant がかかる事柄についても契約を結ぶ権限を与えられていないこと

もまた明らかであつた。では慣習によつて  
servant の権限が決まっていなゝ時に (450)

いかなる場合に契約を結ぶ権限があり、どの  
ような場合にはそのような権限がないのかを  
法廷が判断する基準は何であろうか。産主は  
servant に職務遂行上必要な権限を与えてい  
るにすぎないから、通常の職務外のことと  
servant がいたのならば、その行為は権限外  
であつて産主はそれにつれて責任をとらな  
くてもよいであろう (451)。

v. Hensley (1714) では、全般的代理人 general

agent と特別代理人 special agent の区別が  
首席裁判官 Kenyon 御によつて用ひられた。

それによれば、「前者では本人は代理人のす  
べての行為によつて拘束されるのにたいして、  
後者では代理人が彼に与えられた権限の範囲

内で行つた行為にのみ拘束される」のである (452)。

この基準は、master (本人) と servant (代  
理人) の間での争訟では有効であるであろ  
うか (453)、表見代理を考慮に入れていな  
い

ために servant の権限をめぐって第三者と master が当事者とな、た複雑な事件をおおってころいバラを切り払う力があるのか疑わしい。法廷は信用買に関する判例によく示されるように servant がたとえ全般的代理人ではなくとも、彼がそうであると考えて取引した者を保護したのである。<sup>(454)</sup>

特徴の権限（か与えられていない）servant（代理人）が緊急事態では越権行為を許されるのかという二つについての考えには大きな変化が19世紀後半以降に起っている。法律書をとめてみても Smith では緊急事態であっても servant の権限はひろがらないとされていたのに、McDonnell, Diamond においては、これとは反対に、緊急事態では servant（代理人）に越権行為が認められて、それは master（本人）を拘束するときである。<sup>(455)</sup>

19世紀半ばの判例では賃金支払いのために資金を借入れた鞍山責任者<sup>(456)</sup>、鉄道事故で怪我した乗客の命を救うために医者をよんだ

駅長(457)の行為が権限外であるとされて、本人である会社には支払責任はないときれた。Smithではこれらは、緊急事態においても servant の権限はひろがらない」と判示したものがどうえられたが、後の法律書は、これらの事案では servant は緊急事態でもないのに master の利益のために越権行為を行ったのがないのであるから、これらの判決によって、緊急事態に関する法の一般的原則がそこなわれるとはないと考えた。

G. servant の権限に関するその他の原則に簡単にふれておこう。無権代理人である servant が結んだ契約を本人である master が追認することで有権代理と同様の効果を主じさせることができること(458)。それは、「彼のために契約がなされたその本人は、契約のもたらす負担をかぶらないでそこから便益だけをえることはできない」というのである(459)。裁判において servant の権限に関する法理を適用するためには、契約を結んだものと、

契約上の責任を追求された被告との間に master—servant 関係が存在していなければならぬ。しかし master—servant 関係をどこに認めるべきかが訴訟の審理での争点となることもあつた。船長の命令で船の必需品の充買契約が結ばれたときに、だれがこの契約の違反に責任を負うのが——船主か、船長か、その他の関係者が——といつた問題に解決を与えることは容易ではなかつた。<sup>(460)</sup> Thomson

v. Davenport (1829) は代理人が本人の名前を明かさずに充買を行ひ、代金未払ひのまま代理人が倒産してしまつた事件である。取引が代理人の名義でおこなわれて未払金も代理人の借金とされていたために、充買契約の当事者が代理人であるのか本人であるかが争われた。法廷は充買契約成立後に売手が取引の相手が第三者の代理人であることを知つたときには、たゞ文帳簿上では代理人を借方に記入していたとしても本人から代金をとりたてることができるという原則を立てて、本件で

も本人が売買契約上の責任を負うとしたので  
ある (461)。

H. servant の権限をめぐる法律問題では、servant が master の代理人 agent であると  
いう側面に光が當てられた。しかし servant  
と agent は、同一ではない。両者の違いは、  
servant と contractor の違いなどとなるん  
で、servant を意義づける上で重要である (462)。  
この両者の違いを問題とした判例は主として  
横領罪に関するものである。

R. v. Walker (1858) は、横領罪——それは制定法によつて servant と clerk に適用さ  
れた——に問われた被告が servant ではなく  
て、agent であるとされて無罪となつた事件  
である。Bramwell 裁判官は、「本人には代理  
人が何をするべきならないかを指示でき  
る権利がある。これについては master には、  
この権利に加えて、いかにしてそれをなされた  
るかとのへる権利がある」とした (463)。そ  
して被告が給料を支払っていたことを、彼

が servant であるとする要件とはみなさなか  
た。Bramwell 裁判官の定義は、servant を  
agent よりも狭くとらえて、前者を下位概念、  
後者を上位概念とするものであつた。servant  
は agent であるが、agent は必ずしも servant  
ではなくのである（464）。

R. v. Walker では、どのように仕事をするべきかを命じることができるかどうかに焦点を  
あてることで、servant と agent の区別がな  
されていた。つづく横領罪をめぐる判例では、  
R. v. Walker の判決理由を継承しつつも焦点  
は仕事の態様よりも仕事にあてられる時間へ  
と移つて、たゞ R. v. Bowers (1866) では、  
被告が自己の判断で仕事にあてられる時間を  
きめることができると、う点で彼は servant  
ではなく、agent であるとされたのである  
(465)。他方、R. v. May (1861) で、servant の概  
念がコントロールの概念と切りはなせないも  
のであることが確認されてゐることを考える  
ならば（466）、我々は、master による servant

のコントロールが、一連の判例によって、ま  
ず仕事をいかに行うかを master が指示する  
ことを意味するとされ、やがてコントロール  
の核心は仕事を行う時間の決定権が master  
にあることであると具体的にとらえられてき  
たことをみることができる。

servant の意義づけをめぐっては、R. V.  
Walker のように仕事をいかにするかの決定権  
に力点がおかれたために、通常 servant の特  
性としてあげられてきたものが無視されるは  
否走される結果となつた。給料の支払いが  
servant の要件であることが否走されたこと  
は、その一つである。さうに、R. V. Tite (1861) では、servant は複数の masters につ  
くことができるとして、master-servant  
関係における servant の一身率属性が必ずし  
も絶対的ではないことが明らかになつた<sup>(467)</sup>。  
しかし、このことが R. V. Bowers の判断と  
は両立いかないものであることは明白であり。  
R. V. Turner (1870) ではこのことが問題に

された。しかしこの判決でも一方における servant は master のコントロールの下にあって仕事によるあてる時間を指示せらるといふ意義と、他方での servant は複数の master につきうるといふ意義の両者がはらんでいる対立は解決されなかつたのである<sup>(468)</sup>。法廷はそののちは、「一般的にいって、人が servant や clerk であるかは、様々な状況によつているのであるから、それは階層にゆだねられなければならない<sup>(469)</sup>」とのべたことによく示されるようにこの問題について明確な態度を示すことをためらつた。

### [B] Servant の不法行為

servant の権限として分析されてきた master の契約上の責任のはがい、民事上 master と servant は第三者にたいして servant の不法行為についての責任を負う。それは、servant のいた行為について master が責任をもつて

とと、servant自身が責任をもつことの二つに分けて考えることができる。

A. masterはservantが職務遂行中に起こったにすべての不法行為について責任をもつていい<sup>(470)</sup>。この原則は17世紀末に形成されたものであり、それまでは、「もし私が私のservantが法にかなつたことを命じたのに、彼らが不法な振舞に及んだりそれ以上のことをしたならば、それは彼のおこないであるのだから、私ではなくてservantが責任をもたねばならぬ」といわれていたようにmasterの責任は限定されていて思われる。しかしやがて法廷の判断は転回して、「御者のservantが必ずしもしてしまえば、その過失による損害についてmasterを訴えることができるし、鍛冶屋の雇人が蹄鉄打ちつける際に馬を傷つけてしまえば、masterに責任があるのだ。・・・servantの行為はmasterの範囲によつて行う限り、彼のmasterの行為である<sup>(472)</sup>」といわれるにいたる。

Blackstoneになると、不法行為上の master の責任は、① servant が master の明示もしくは默示の命令によっておこなった行為にたって、② servant が職務を通常どおり遂行する中でおこなった行為にたいして、そして③ servant が過失によって第三者に損害を与えた場合、の三つの領域に及ぶとされたのである（473）。彼は①について他人ニ依リテ為ス者ハ自ラコレヲ為スモノト看ナス qui facit per alium facit per se という法諺を引用したが、後になるとこの法諺は体現された考え方から、master の責任のすべてが導きだされることはなく、たゞのである（474）。

In re "Maria" (1839) は、servant の行為にたいする master の責任の根柢で、master が servant を自発的に選んだことによるものようとした（475）。同年のスコットランドでの Duncan v. Findlater (1839) の判決理由の中で、Brougham卿は、「私は、私が雇った者によつて私のために私の命令の下になさ

れたことに責任をもつ。なぜならば、私は私の好むときには彼を解雇できるからだ。… 彼を雇うことを通じて私はすべての原因となりているのであり、彼がいたことは私の利益のためにあって、かつ私の指示に従っているのであるから、彼のしたことの結果にたゞして私は責任をもつてゐると、masterの責任の原則を理由つけた (476)。二二一には採用の自由、解雇の自由、雇主の権限、雇用の目的が master の利益のためであることが羅列されてゐる。それからどうして master の責任がひきだされているのかは明らかではない。 servant の側にも就職の自由、辞職の自由がある限り前の二つが理由になりえるのかは疑わしいであろう。もしそうであるならば、不法行為についての master の責任は、契約上の責任と同じく、servant が master の命令下に master の利益のために行動したということに根柢をもつとされたことになるのである。

Qui facit per alium facit per se の原則の確立は — その適用が拒否されると、う仕方で — 同僚の過失によつて損害を受けた servant は、両者に共通の master についでは損害賠償を求めることができないと、いう共同雇用の法理の形成を促していった。 Hutchinson

#### v. York, Newcastle, and Berwick Railway Co.

(1850) は、「(或る master に雇われて一緒に仕事をしている) 二人の servants は、それぞれに或る程度の危険をもたらす共通の仕事に従事しているのであるから、一方に過失があつた場合には、他方の (それをよつて) 怪我した servant はそれが master のではなくて同僚の過失であることを知つてゐる。彼は仕事についた時に自分自身の技術や注意の不足からだけではなく、同僚にかけるそれらの欠如から発生する傷害の危険にさらされてゐることを知つてゐる。彼がそのような危険をおかすということを彼は master との間で契約したものと考えなければならぬ」として、

同様の servants の間では、servant の行挙  
は必ずしも master の行挙とはならずに、  
master の責任は問われないことを明らかに  
するのである。(477)

B. master の命令で servant が不法行挙を  
おこなえば master の責任は明らかである。  
地代相当分の差押えができる地主の権限は、  
もし地代分が相手方から提出されたときには、  
それを受けとらねばならないことを伴つてい  
るから、執事が地主である master の命令を  
率いて地代分の受取りを拒否すれば地主に責  
任がある。(478)。

そして、Jones v. Hart でのべられたよう  
に servant の不法行挙が master によって承  
認された職務に伴うものである限りは、master  
は責任を負ふべきことことができなかつた。Roe  
v. The Birkenhead, Lancashire etc. Railway  
Co. (1851) の判決理由のなかで Pollock 裁  
判長が述べた一般原則は、Jones v. Hart 以  
来この領域では法の原則がほとんど変化して

いないことと示している。「一般原則は以下  
の如くである。servant の行いが、master か  
ら servant に与えられた明示ある・は默示の  
権限にもとづかない限りは、master は servant  
の不法行為に責任をもたないのである。<sup>(479)</sup>

master の明示の権限だけではなく Turberville

v. Stampe (1677) 以来、たとえ master の  
明示の命令がなくとも職務中に master の利  
益のために servant がおこなっている行為は、  
默示の権限にもとづいていて、master の行為  
であるとみなされうるとされてきたのである。<sup>(480)</sup>  
このように、servant が自己に与えられた権  
限のなかで犯した不法行為にたって master  
は責任をもつといふ原則は、19世紀中葉まで  
にはいっかくしたものとなつた。<sup>(481)</sup> そし  
てこの原則にたって、何が不法行為を構成す  
るのか、果して servant の当該行為が職務に  
伴うものであるのかが裁判で争われた。たと  
えば不正乗車を防ぐ任務をもつ車掌が正当に  
乗車した乗客を誤って車外に追って怪我

をさせた場合のように、権限内でおこなった行為が本来雇主が指示していったことの目的を裏切ったとしても、雇主は責任を免れることはできない」とされたのである（482）。

C. 不法行為が明白に master の指示によるものではない場合には、servant の行為が果して master の命じた職務に含まれた行は隨するものであるのか否かは、容易に決し難い。 Gregory v. Piper (1829) では、仕事の遂行に関する master が下した禁止命令が通常の注意を払、ただけでは違法にはいくものであるために、それを破りて servant が不法行為を犯した場合にも master には責任があるとされた（483）。また、West Middlesex Waterworks Co. v. Suwerkrop (1829) などでは、追認に関する法の原則が適用されて、たとえ master が事前に命令していなくても、追認した行為が不法行為とされるならば master は責任を負わなければならなくなる。た（484）。他方では Gordon v. Rolt (1849) のように、

master の命じた仕事のために servant が他人の機械を使用してその機械をこわしたとして master が機械の使用を明言していない限りは、master には責任がないとされたのである。  
 (485)

servant の行為に master が責任をもつという原則が、その実際の適用において直面する問題の複雑さを最もよく物語るのが、Joel v. Morison (1834) をはじめとする、servant による車の運転中の過失をめぐる一連の判決である。Qui facit per alium facit per se は servant が職務中 in the course of his employment にいたすべての過失にたいして master が責任をもつことを意味しているとする解釈<sup>(486)</sup>にかられて、るようだ。当該行為を行ったときに servant が職務中であつたか否かは法廷の注目するところであった。  
 問題は「職務中」が一体何を意味するかが必ずしも明確ではない、たることにあつた。

Joel v. Morison 以降の一連の判決に先立

て次のような原則が形成された。たゞ master が責任を負う servant の行為の中には servant が職務中に無分別にした行為も含まれる (488)。ただし、servant が master の指示あるいは同意さえなくて故意に他人の車や船に損害を与えた — たとえば“故意に自分の車で他の馬車を他人の馬車にぶつけた”場合には、master には責任はない。M'Manus v. Crickett (1800) は次のよき三段論法によつてこの結論に達していた。servant が彼に与えられた権限を遂行するなかでした行為については master は責任をもつ。しかし servant が自分がそのために雇われている目的に因ざして自分で自分の意思をあらわにしたとするならばそれは彼の権限外である。だが、で master はこのようながくないに責任をもたないのである (489)。

Joel v. Morison (1834) は、servant が職務中に私用で寄り道してくる際にがくした交通事故については master には責任がある

が、servant が master の許可なく私用で車を運転している最中の事故については servant に責任がある、という判断を下した。<sup>(490)</sup>

ここでは servant が職務中であるということを職務時間中としてとらえられて、その時間内では master の命令に反して道をはずれて事故を起した場合でも master には責任があるとされたのである<sup>(491)</sup>。しかし、

Mitchell v. Grassweller (1853) は、Joel v. Morison にもとづいて判決を下していくながら、実質的には Joel v. Morison とは違った判断を下した。それは servant が master の目的を追求しているのか自分の目的を追求しているのかに判断の基準を求めようとしている点で M'Manus v. Crickett を引きついでいる。本件では、配達夫が一日の課業を終えたあとで雇主の同意をえぬままに荷車で同僚を送り、そこから帰る途中で起きた事故の責任がどこにあるかが争われた。それは、servant は master のもとへ帰還するまでは master

のための職務にたずさわってゐるといえるのが、あるいは servant が master にないする義務に反することを追求していればたとえ勤務時間中でも、master のための仕事についているとはみなされず、事故にたずしても、servant だけが責任を負わなければならぬのかといつた問題を含んでゐるのである。法廷はこちについて servant は義務に違反してゐるのであるから職務中にはいえず、従つて master には責任がないと判断した。それまで法が R. v. St. John, Devizesなどを通じて master - servant 間係においては servant はたゞ master のコントロールの下にあるとみをしてきたのにたずして、この判決は現実には勤務時間中であっても master の servant へのコントロールが完全ではないことを認めて、この場合の master の責任を免除しようとしたものである(492)。

しかししながら、Mitchell v. Crassweller はこの問題への法廷の最終的な判断とはなら

なかつた。 Limpus v. London General Omnibus Co. (1862) は、雇主の禁止命令に違反して乗合馬車の運転手が競争相手の馬車の運行を妨害したために起きた事故について、雇主の責任を認めた下級審の判断を支持した。下級審で裁判官は、「master-servant 間係の存在するところでは master は servant が職務中における向う見ずで不適当な行為に責任がある」と陪審に説示していたのである。<sup>(493)</sup>

運転手が雇主のために考へてしたことについては、それがたゞ servant が故意に行つた違法行為であっても、またそれが職務遂行に避け難く伴うものであればたゞ雇主の禁止命令にもかかわらずなされたものであっても雇主に責任があるとする考え方は、Mitchell v. Crassweller よりも Joel v. Morison の立場に近い。<sup>(494)</sup> おそらくは Mitchell v. Crassweller の考え方によれば、servant は雇主の命令に違反していったのであるから職務中であることは考えられなかつたであろう。法廷が下級審の判

決を支持した理由の一つは、賠償能力のあるものが責任をとらなければ被害者への救済がなくなってしまうということである。それは servant の行為によって master の責任の範囲をひろげて、強く強力な理由である。

Joel v. Morison や Limpus v. London General Omnibus Co. に示される master の責任の範囲をひろげる傾向は、Mitchell v. Crosswell や Walker v. South Eastern Railway Co. (1870) のような servant が職務中に(た)行為の範囲を限定しようとする動きと確行されていた (495)。判例は、以後も「職務中の指示する範囲をひろげる」とこと宿めることを繰り返していくのである (496)。

D. この法の原則は、法によって servant の雇入を義務づけられてる場合などとのべて (497)、ほとんどすべての master—servant 間係に適用された。それはからか、Buch v. Steinman (1799) では、直接の master ではなくても servant の行為に責任をもたされた

ことになった。これは家庭の所有者が家の修理を請負業者に依頼したところ第三次の下請けの servant が道路上に石炭を放置したため原告が怪死した事件であり、法廷の判断は家庭の所有者に事故の責任があるとするものであった。<sup>(498)</sup> 請負關係が幾重にも重なってもその末端に位置する servant は最初の発注主の servant ともみなされうるとする本件での法廷の判断は、master-servant 関係が二重、三重の雇用關係にもないむことを示唆している点で類例の少ない貴重なものであった。

E. servant の責任。servant は自らが犯した不法行為についてでは、たとえそれが職務中になされたとしても責任を有している。

servant に責任があるとする法の原則を鮮明に打ちだした判決は servant が命令を逸脱した場合とのぞけば、master の責任に関する判例よりカハス、時期によってきたよろに思われる。Mires v. Solebay (1677) では、servant

が master の所有になると考えられた羊を  
 master の命令で master の土地に追々込んで  
 ところ、羊は原告のものであって master の  
 ものではなく、servant は不法侵入を犯した  
 として訴えられたのである (499)。この事件  
 ではまだ servant の責任は正面から問われな  
 かったが、Perkins v. Smith (1752) になると  
 と法の原則は疑う余地のないものになっていた  
 。たゞ元 master の命令で servant が不法  
 行為をしたとしても master だけではなく  
 servant にも責任があることされたのである (500)  
 従て職務中の不法行為について、第三者は  
 master と servant をともに起訴することがで  
 きる (501)。これは servant が master の代  
 理人として第三者と結んだ契約にて、たゞ  
 servant が責任を負わないこととは対照的で  
 ある。

勿論、master がする権利をもってること  
 と servant が master の命令でない事、たゞ場  
 合には、servant の行為は不法行為とはなら

ないのであるから、この原則は適用されない。

従つて、たゞえば、masterの土地に侵入した者を servantが排除しようとしてケガをさせても、servantは責任を問われないものである。<sup>(502)</sup>

masterの第三者にたゞする不法行為上の責任を扱ふ事件では、19世紀後半になると法人 corporation, corporate body が多く登場する。鉄道職員の不法行為について衆多が鉄道会社を訴えたのはその典型である。法廷はまず法人が訴訟当事者となることができるかを判断しなければならぬが、たゞこの問題は、法人が不法侵害や不法行為で有罪とされるのがと問うることと同じである。法人は彼らのために行為をなすことを命じた場合には、その行為が不法行為であつてもその結果に責任をもつといふのが法廷のところどころであつて、<sup>(503)</sup>

### [ C ] 刑事上の責任

A. masterが servantの行為にたゞして責

任を有するかどうかの問題領域のうちの重要な部分は、servant が犯罪を犯した時の master の責任に関するものである。そして一般的には master は違法行為をするよう明示的に命じたのなければ、刑法上の責任を問われることがないことされてきたのである（504）。

州の執行官が強制執行令状にもとづく競売にたつて法に従わなくて、30以上に手数料をとったとして訴えられた Woodgate v. Knatchbull (1787) で、裁判官は争点である執行官が執行吏の行為にたつて責任を有するかどうか問題に判断を下しつつ、それより広く master—servant 関係全体にひろげてみせた。「明瞭である唯一の一般的原則は、執行官は彼の執行吏の行為のすべてにたいして、自ら責任を有するとこうことである。Latch の判例集には、執行官は彼の下役の違法行為 misconduct にたいして正式起訴されることはないが、損害賠償責任はあると記載されていき。又 Douglas の判例集では、民事上の目的